

東温市 障害者基本計画及び 第4期障害福祉計画

～自立と共生のまちづくりをめざして～

平成27年3月

東 温 市

は じ め に

東温市は平成 26 年 9 月に誕生 10 周年を迎えました。

東温市誕生後、平成 18 年度には東温市総合計画を策定し、「いのち輝き 緑あふれる 東温市」を目指して、市民と行政が協力しまちづくりを進めてまいりました。

保健・医療・福祉分野の政策目標には「みんなが元気になる健康福祉のまち」を掲げ、平成 23 年度には「東温市障害者基本計画及び第 3 期障害福祉計画」を策定し、障害のある人への支援やサービスの提供等、様々な障害者施策の推進に努めてきたところです。

一方、国においては、平成 24 年 10 月に障害者虐待防止法を、平成 25 年 4 月には障害者総合支援法を施行し、平成 26 年 1 月には障害者の権利を実現するための措置等を規定した障害者の権利に関する条約を批准する等、障害のある人を取り巻く制度が大きく変化してまいりました。

さらに、障害を理由とする差別の解消を推進する障害者差別解消法の基本方針が閣議決定される等、平成 28 年 4 月 1 日の法施行に向け本格的な準備が進んでおり、障害者施策は再び大きな転換点を迎えようとしています。

本市においては、障害のある方々を取り巻くこうした環境の変化に適切に対応し、総合的、計画的な施策の展開を図るため、この度「東温市障害者基本計画及び第 4 期障害福祉計画」を策定いたしました。

本計画の基本理念である「自立と共生のまちづくり」を目指して、障害のある人もない人も、お互いの個性と人格を尊重し、共に支え合い、共に協力し合い、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができる社会の実現に向け、支援体制を整備し、各種施策を推進して参りたいと考えております。

この計画の推進に当たりましては、市民の皆様をはじめ保健・医療・福祉に携わる方々の連携と支援が極めて重要なものとなります。

関係者の引き続いてのご理解とご協力をお願いする次第です。

結びに、この計画の策定に当たり、アンケート調査へご協力をいただきました市民の皆様、ご審議をいただきました東温市障害者基本計画等策定委員会委員並びに貴重なご意見、ご協力をいただきました関係者の皆様に、心から厚く御礼を申し上げます。

平成 27 年 3 月

東温市長 高須賀 功

目 次

第1部 序論

第1章 計画の概要	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置付け・性格	6
3 計画の期間	7
4 計画の策定体制	8
第2章 障害者を取り巻く現状	10
1 人口・世帯数の動向	10
2 障害者（児）の状況	12

第2部 障害者基本計画

第1章 計画の基本的な考え方	21
1 基本理念	21
2 基本的視点	22
3 基本目標	23
4 施策の体系	25
第2章 施策の展開	26
基本目標1 地域における支援体制の整備	26
基本目標2 暮らしやすい地域生活への移行の促進	32
基本目標3 安全・安心なまちづくりの推進	44
基本目標4 障害のある人の自立と社会参加の実現	53
基本目標5 障害のある子どもたちの成長支援	59

第3部 障害福祉計画

第1章 計画の方向性と目標	69
1 計画の方向性	69
2 平成29年度の数値目標	70
第2章 障害福祉サービスの整備	73
1 障害福祉サービスの利用動向	73
2 サービスの見込量	78
第3章 地域生活支援事業の整備	85
1 地域生活支援事業の実施状況	85
2 事業の見込量	90

第4部 計画の推進

第1章 計画の推進に向けた基本的な考え方	103
1 障害のある人のニーズの把握	103

2	サービスを利用しやすい環境づくり	103
3	地域社会の理解促進	103
第2章	計画の推進体制	104
1	計画の進行管理及び点検・評価結果の反映	104
2	障害児支援体制の整備	105
3	地域ネットワークの強化	106
4	関係機関・団体との連携	107

資料編

東温市障害者基本計画等策定委員会規則	111
東温市障害者基本計画等策定委員会委員名簿	113

第1部

序論

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

東温市では、平成24年3月に「東温市障害者基本計画及び第3期東温市障害福祉計画」を策定し、障害のある人に対する保健・医療・福祉をはじめ、雇用・就労、まちづくりなど、様々な分野における施策を総合的・計画的に進めるとともに、障害福祉サービスの推進に努めてきました。

近年、障害のある人に関する法律や制度は、その充実とともに、めまぐるしく変化しています。「障害者基本法の一部を改正する法律」が平成23年8月に公布され（一部を除き同日施行）、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するとの目的規定の見直し、障害のある人の定義の見直しや差別の禁止などが規定されました。

また、障害者施策の大きな転換点となった「障害者自立支援法」の改正に伴い、平成25年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、障害のある人への支援も強化されています。「障害者総合支援法」では、その基本理念に“社会参加の機会の確保及び地域社会における共生・社会的障壁の除去”が明記されましたが、これは「障害者基本法」の一部改正に呼応したものです。

さらに、国連の「障害者権利条約」の批准に必要な国内法として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成25年6月に成立し、障害のある人の要望などに応じて、国や自治体など行政機関は日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが義務づけられました。

「第3期東温市障害福祉計画」は本年度で計画期間満了を迎えます。

また、「東温市障害者基本計画」は平成28年度までの計画としていますが、障害者総合支援法の施行により障害者福祉施策が大幅に改正されました。市ではこの機会を捉え、国・県等の動向や各種制度改正への適切な対応、また、障害のある人を取り巻く社会情勢の変化、ニーズ等を踏まえつつ、障害者施策の一層の推進を図るため、両計画を一体的に見直し、「東温市障害者基本計画及び第4期東温市障害福祉計画」を策定します。

障害者施策をめぐる近年の動き

■ 「障害者基本法」の改正

障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという理念にのっとり、全ての人が相互に人格と個性を尊重する「共生社会」を実現することを目的に、「障害者基本法」が改正され、平成23年8月から施行されました。

また、障害者の定義が見直され、制度や慣行、観念などを含む「社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする定義が追加されるとともに、そのような社会的な障壁を取り除くための配慮を求めています。これらをもとに、地域社会での生活の選択の機会、意思疎通の手段の選択の機会、共に学ぶ教育、雇用の安定と促進など、あらゆる場面における差別の禁止と合理的配慮のための方向性が定められています。

■ 「障害者虐待防止法」の成立

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成23年6月に成立し、平成24年10月1日から施行されました。この法律において虐待とは、養護者によるもの、障害者福祉施設従事者などによるもの、使用者によるものがあり、その類型としては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト（放置・怠慢）の行為全てを指します。また、市町村において虐待の早期発見と防止策を講じる責務を明記するとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。

■ 「障害者総合支援法」の施行

従来の「障害者自立支援法」に代わる法律として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が平成25年4月から施行されています。これまでどおり、障害福祉サービスの提供などについて定められるとともに、障害者総合支援法では、障害福祉サービスなどの対象となる障害者の範囲に難病患者等が含まれることなどが定められました。

■ 「障害者雇用促進法」の改正

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が平成25年 6 月に改正され、平成28年 4 月 1 日から（一部は、平成25年 6 月又は平成30年 4 月から）施行されることになりました。この改正により、新たに次の事項が定められました。

- | | |
|---------------------------|----------------|
| ①障害者の範囲の明確化 | 〔平成25年6月19日施行〕 |
| ②障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務 | 〔平成28年4月1日施行〕 |
| ③法定雇用率の算定基礎の見直し | 〔平成30年4月1日施行〕 |

■ 「障害者差別解消法」の成立

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成25年6月成立し、平成28年4月1日から施行されます。この法律においては、障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障害を理由とする差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取組に関する要領を定めることなどが規定されています。

■ 「第3次障害者基本計画」の策定

平成25年度から平成29年度までの5年間を期間とし、国の障害者施策の基本的方向について定められています。この計画では、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定などを踏まえ、地域における共生、差別の禁止、自己決定の尊重などの基本原則が強化されています。

■ 「障害者権利条約」の批准

平成18年12月、第61回国連総会において、障害のある人に対する差別を禁じ、社会参加を促進することを目的とした「障害者権利条約」が採択されました。障害のある人を対象にした人権条約は初めてで、世界人口の約1割、約6億5,000万人（国連推計）とされる障害のある人の権利拡大につながるものと期待されています。この条約は20か国が批准した平成20年5月に発効しています。我が国においては平成19年に署名し、必要な国内制度の改正ののち、平成26年1月に批准されました。

2 計画の位置付け・性格

(1) 計画の位置付け

この計画は、「障害者基本計画」と「障害福祉計画」を一体的に定めたものであり、市における障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置付けられるものです。

障害者基本計画は、障害者施策を推進するための基本理念、基本方向を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障害者施策推進のための指針（基本計画）となるものです。

障害福祉計画は、障害者基本計画を上位計画とし、基本理念「自立と共生のまちづくりをめざして」を実現するための具体的な実施計画と位置付けられます。

(2) 計画の性格

障害者基本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める市町村障害者計画であり、障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定める法定計画です。

また、両計画は、国の「障害者基本計画」及び県の計画の内容を踏まえた計画です。

さらに、本計画は「東温市総合計画」を上位計画とし、保健福祉分野におけるほかの計画をはじめ、教育、雇用、人権、まちづくりなど関連分野における施策との連携を図りながら推進します。

■ 計画における障害者の概念

○「障害者」とは、障害者基本法第2条に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいいます。

[補説]「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

○「難病患者」とは、「難病等に起因する障害があるため継続的に日常生活又は社会生活に著しい支障のある者」をいいます。

○「発達障害」とは、発達障害者支援法第2条に規定する「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害」をいいます。

■ 「障害者基本計画」と「障害福祉計画」の性格

障害者基本計画

○障害者基本法（第11条第3項）に基づく、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画

○計画期間：中長期（おおむね5～10年程度）

○多分野にわたる計画（広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就業、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策 など）

障害福祉計画

○障害者総合支援法（第88条）に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画

○計画期間：3年を1期とする

○各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み、及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

3 計画の期間

障害者基本計画の計画期間は、平成27年度から平成32年度までとしますが、障害福祉計画等関連計画の改訂に合わせて、必要に応じて見直しを行うものとします。

また、第4期障害福祉計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度までとし、国及び県の基本指針に基づき、「各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及び確保のための方策」、「地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」などに関し、数値目標を設定し、目標達成に向け計画的にサービス基盤の整備を図るものとします。

■ 計画の期間

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
東温市 障害者基本計画									
東温市 障害福祉計画									

←

第3期

→

←

第4期

→

←

次期計画

→

4 計画の策定体制

計画の策定に当たり、下記に掲げる方法等により、障害福祉関係者、学識経験者、市民の参画を求め、幅広い意見の聴取に努めました。

(1) 障害者の現状を把握するための実態調査の実施

障害のある人の地域移行や一般就労の促進などに向け、障害者ニーズを把握するため、障害のある人やその介助者、障害者団体やボランティア団体に対してアンケート調査を行いました。

■ 調査概要

○ 市民調査

項目	内容
調査対象	身体障害者（手帳所持者）、知的障害者（手帳所持者）、精神障害者（手帳所持者）
配布数	1,550 件
抽出方法	上記該当者から無作為抽出
調査方法	郵送法
調査時期	平成 26 年 8 月～9 月
有効回収数	740 件
有効回収率	47.7%

○ 障害者団体やボランティア団体調査

項目	内容
調査対象	東温市内の障害者団体・ボランティア団体
回収団体数	【障害者団体】5 団体・【ボランティア団体】1 団体

（２）地域自立支援協議会「子ども部会」アンケート結果の反映

市では、平成25年度に、地域自立支援協議会の専門部会（子ども部会）において、障害のあるなしにかかわらず安心して生活ができることを目指すため、市内の特別支援学校及び特別支援学級等に通う児童・生徒の保護者を対象にアンケート調査を行いました。この調査結果は部会において集約し、課題分析をしています。今後、本アンケート調査の結果とともに、施策の取組に反映させていきます。

（３）東温市障害者基本計画等策定委員会の開催

社会全体で障害福祉に対する取組を行っていく必要があるため、本計画の策定に当たっては、行政機関内部だけでなく医療・福祉関係者や障害者団体等で構成された「東温市障害者基本計画等策定委員会」において審議され、その提言を計画に反映させています。

（４）パブリックコメントの実施

地域住民の参加は今後ますます重要となっていくことから、広く市民の意見を聴取し、計画に反映するよう、パブリックコメントを実施しました。

第2章 障害者を取り巻く現状

1 人口・世帯数の動向

(1) 人口の推移

人口の推移をみると、総人口は昭和55年から平成17年までは増加していますが、平成22年に若干の減少が見られます。

また、年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）・生産年齢人口（15～64歳）は減少しているのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあり、少子・高齢化の進展がうかがえます。

総人口と年齢3区分人口（比率）の推移

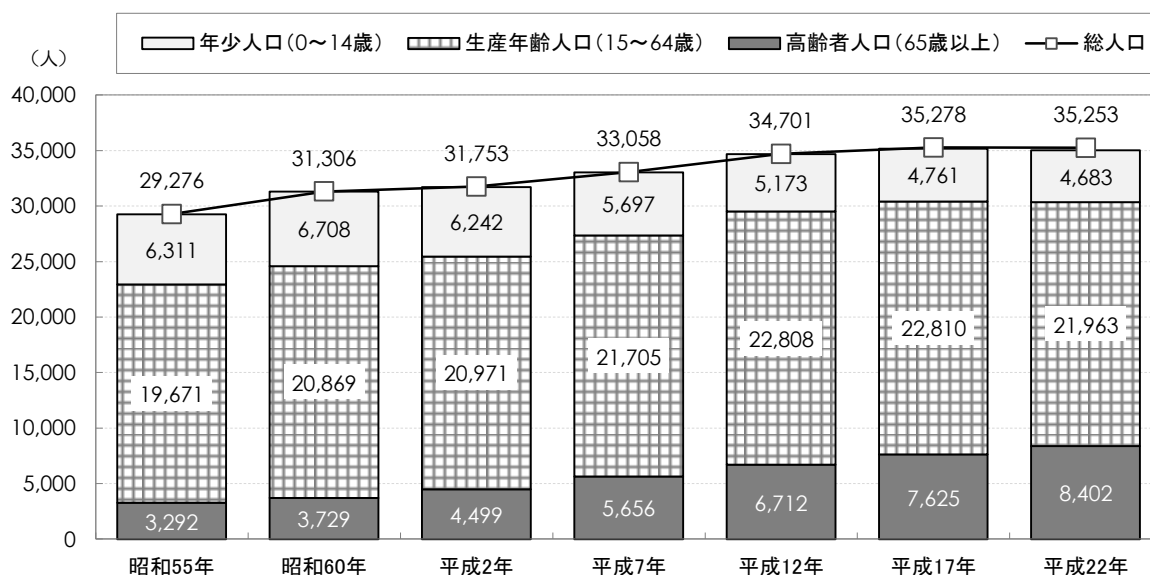
単位：人，％

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	29,276	31,306	31,753	33,058	34,701	35,278	35,253
年少人口 （0～14歳）	6,311	6,708	6,242	5,697	5,173	4,761	4,683
比率	21.6	21.4	19.7	17.2	14.9	13.5	13.3
生産年齢人口 （15～64歳）	19,671	20,869	20,971	21,705	22,808	22,810	21,963
比率	67.2	66.7	66.0	65.7	65.7	64.7	62.3
高齢者人口 （65歳以上）	3,292	3,729	4,499	5,656	6,712	7,625	8,402
比率	11.2	11.9	14.2	17.1	19.3	21.6	23.8

※ 年齢不詳人口がいるため、各年齢区分人口と総人口が一致しない場合があります。

【資料】国勢調査

年齢3区分別人口の推移



(2) 世帯数・平均世帯人員の推移

世帯の推移をみると、人口の増加に伴い世帯数も昭和55年以降、増加しています。

一方、平均世帯人員をみると、昭和55年の3.53人から、平成22年には2.61人と減少傾向となっており、核家族化の進行がうかがえます。

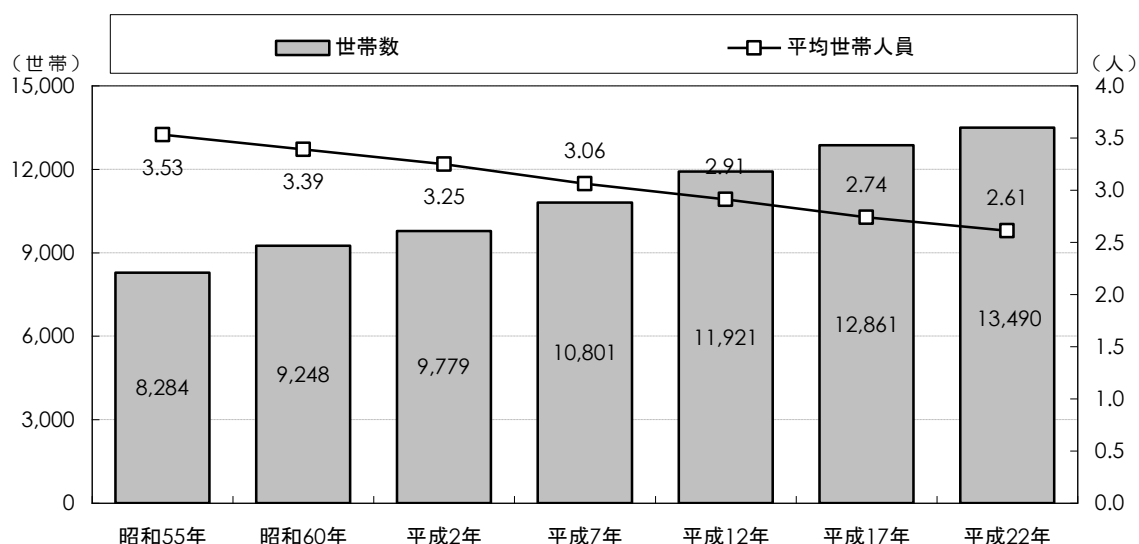
世帯数と平均世帯人員の推移

単位：人，％

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
世 帯 数	8,284	9,248	9,779	10,801	11,921	12,861	13,490
平均世帯人員	3.53	3.39	3.25	3.06	2.91	2.74	2.61

【資料】国勢調査

世帯数と平均世帯人員の推移



2 障害者（児）の状況

（1）身体障害者（児）の状況

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、増加傾向にあり、平成22年の1,584人から平成26年では1,690人と106人増加しています。

身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0～17 歳	29	34	39	38	36
18 歳以上	1,555	1,608	1,638	1,661	1,654
手帳所持者合計	1,584	1,642	1,677	1,699	1,690

【資料】社会福祉課（各年4月1日現在）

等級別にみると、それぞれの等級の占める割合はほぼ一定で推移しており、重度（1・2級）の人が全体の半数以上を占めています。

身体障害者手帳所持者数の推移（障害の等級別）

単位：人

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
1 級	579	611	618	631	623
2 級	320	321	320	322	317
3 級	223	230	252	253	246
4 級	341	359	369	372	384
5 級	58	57	56	59	61
6 級	63	64	62	62	59
合計	1,584	1,642	1,677	1,699	1,690

【資料】社会福祉課（各年4月1日現在）

障害の種類別にみると、肢体不自由が大半を占めています。

また、ここ5年間では、肢体不自由と内部障害が大きく増加しています。

身体障害者手帳所持者数の推移（障害種類別）

単位：人

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
視覚障害	95	101	108	103	99
聴覚平衡機能障害	95	99	98	96	92
音声言語そしゃく機能障害	19	22	23	23	17
肢体不自由	958	984	997	1,006	1,013
内部障害	417	436	451	471	469
合計	1,584	1,642	1,677	1,699	1,690

【資料】社会福祉課（各年4月1日現在）

自立支援医療（更生医療）は、18歳以上の身体障害者（人工透析等の継続的な治療をされる人を除く。）で一定の所得未満の方に対し、職業能力や生活能力の回復増進を図るため、現在の障害の程度を除去又は軽減されると期待できる場合に指定医療機関で行う医療費の一部を助成する制度です。

自立支援医療（育成医療）は、18歳未満の身体上の障害を有する児童が指定医療機関において受けた医療（治療が確実に見込まれるもの）に要する医療費を支給します。

本市の更生医療受給者数については以下のとおりとなっています。

自立支援医療（更生医療、育成医療）受給者数の推移

単位：人

		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
更生医療	受給者数	64	90	69	71	51
育成医療	受給者数	9	12	6	6	9

【資料】社会福祉課

（平成 22 年～平成 25 年は、各年度内（4 月 1 日～翌 3 月 31 日）の実績値

（平成 26 年度については、11 月末現在の実績値）

(2) 知的障害者（児）の状況

療育手帳所持者数の推移をみると、平成22年の261人から、平成26年では321人と60人増加しています。

また、年齢別にみると、ここ5年間では、0～17歳の区分、18歳以上の区分のいずれも増加しています。

療育手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0～17 歳	58	57	67	70	69
18 歳以上	203	214	235	245	252
手帳所持者合計	261	271	302	315	321

【資料】社会福祉課（各年4月1日現在）

手帳種別では、A・Bともに増加しており、特に平成23年から平成24年にかけて大きく増加しています。

療育手帳所持者の推移（障害程度別）

単位：人

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
A	139	146	162	164	162
B	122	125	140	151	159
合計	261	271	302	315	321

【資料】社会福祉課（各年4月1日現在）

(3) 精神障害者（児）の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、平成22年の100人から、平成26年では164人と、64人増加しています。

また、年齢別では、0～17歳の区分では、1～2名で推移している一方、18歳以上の区分で増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢別）

単位：人

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0～17 歳	1	1	1	2	2
18 歳以上	99	127	133	142	162
手帳所持者合計	100	128	134	144	164

【資料】社会福祉課（各年4月1日現在）

等級別にみると、平成26年では、1級が27人、2級が114人、3級が23人となっており、2級が大半を占めています。

また、ここ5年間では、2級と3級の増加割合が大きくなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

単位：人

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
1 級	20	27	29	28	27
2 級	72	93	98	104	114
3 級	8	8	7	12	23
合計	100	128	134	144	164

【資料】社会福祉課（各年4月1日現在）

精神疾患で通院する方に支給する自立支援医療（精神通院）の受給者数は、約310人から350人の間で推移しており、平成26年11月現在では255人となっています。

自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

単位：人

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
精神通院医療 受給者数	314	322	334	357	255

【資料】社会福祉課

（平成22年～平成25年は、各年度内（4月1日～翌3月31日）の実績値

（平成26年度については、11月末現在の実績値）

(4) 難病患者などの状況

平成25年4月から、障害者総合支援法に定める障害者（児）の対象に、難病患者等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となりました。原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働省が定める疾患を「特定疾患」とし、その治療にかかる医療費の一部を公費で負担しています。

小児慢性特定疾患医療受給者証所持者数はほぼ一定数で推移している一方、特定疾患医療受給者証所持者数は、平成22年の231人から、平成26年では291人と、60人増加しています。

医療受給者証所持者数の推移

単位：人

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
特定疾患	231	236	244	274	291
小児慢性特定疾患	35	33	34	35	35
合計	266	269	278	309	326

【資料】社会福祉課（各年4月1日現在）

(5) 教育環境の状況

障害児の保育所入所児童数の推移をみると、平成22年の18人から、平成26年では30人と12人増加しています。

障害児保育の実施状況の推移

単位：人

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
入所児童数	18	29	21	30	30

【資料】社会福祉課（各年4月1日現在）

本市の小・中学校に設置されている特別支援学級は、18学級（小学校12、中学校6）で、在籍している児童・生徒数は、平成26年5月1日現在、47人（小学校31人、中学校16人）です。

特別支援学級の学校数と児童・生徒数の推移

単位：学級数，人

		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
小学校	学級数	10	13	12	12	12
	児童数	27	24	32	29	31
中学校	学級数	6	6	6	6	6
	生徒数	10	12	15	17	16

【資料】社会福祉課（各年5月1日現在）

(6) 経済的支援受給者の状況

平成26年の特別障害者手当の受給者は、37人で平成25年から若干数増加しています。

障害児福祉手当は、36人で平成22年度からほぼ横ばいで推移しています。

特別児童扶養手当は、112人と例年より多くなっています。

心身障害者扶養共済制度の加入者は34人、受給者は26人とほぼ横ばいで推移しています。

経済的支援受給者数等の推移

単位：人

		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
特別障害者手当	受給者数	31	32	31	32	37
障害児福祉手当	受給者数	35	33	40	37	36
特別児童扶養手当	受給者数	97	100	103	101	112
心身障害者扶養共済制度	加入者数	42	34	36	35	34
	受給者数	24	25	25	26	26

【資料】社会福祉課（各年4月30日現在）

(7) 障害支援区分の状況

障害福祉サービスを利用するためには、「障害支援区分」の認定を受けることが必要となる場合があります。以前は「障害程度区分」でしたが、「障害の程度（重さ）」ではなく、標準的な支援の必要の度合を示す区分であることが分かりにくいことや、知的障害・精神障害についてはコンピュータによる一次判定で低く判定される傾向があり、その特性を反映できないのではないか等の課題が指摘され、平成26年4月から「障害支援区分」に改められました。

障害支援区分の認定者の状況は以下のとおりとなっています。

障害支援（程度）区分人数の推移

単位：人

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
区分 1	9	9	12	10	8
区分 2	15	22	29	34	40
区分 3	41	53	55	58	53
区分 4	30	33	44	52	61
区分 5	21	30	30	30	28
区分 6	23	29	25	33	37
合計	139	176	195	217	227

【資料】社会福祉課（各年4月1日現在）

第2部

障害者基本計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

『自立と共生のまちづくりをめざして』
～ すべての人が生き生きと安心して自分らしく暮らせるまち ～

東温市は、障害のある人もない人も、共に支え合い、全ての人が生き生きと安心して自分らしく生活していくため、自立と共生のまちづくりを推進していきます。

市では、これまでも、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、全ての人が、等しく基本的人権を享有する個人として尊重される「自立と共生のまち」を基本理念に掲げ、様々な障害者施策の充実に取り組んできました。

本計画においてもこの基本理念を継承し、ノーマライゼーション※¹の理念の根付いたインクルーシブ※²な社会の構築を目指すとともに、障害のある人が、自分の住んでいる地域でその人らしく生きていくために、障害者自身がそれぞれに持っている能力や特性に応じて、地域の大切な一個人として、主体性や自主性を確立できるよう応援していきます。

※1 ノーマライゼーション

障害者と健常者とが、お互い特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方、またそれに向けた運動や施策のこと。

※2 インクルーシブ

それぞれニーズの異なる障害者の個別化されたプログラムによって教育や援助をしていくことを意味しており、実質的な統合・共生を目指すもの。障害の種別の枠にとらわれず、「生活年齢に相應する普通教育の環境を保障する」ことに重点が置かれています。

2 基本的視点

計画の基本理念を実現するため、次のような基本的な視点に立ち、各種施策の充実を図ります。

【視点1 障害者の自己決定と自己選択の尊重】

障害の種別、程度に関わりなく、障害者自らがサービスを選択し、必要な支援を受けながら、障害者自身の自立と社会参加の実現を図ることができるよう、障害福祉サービスの提供基盤の整備を引き続き推進します。

【視点2 差別の解消及び権利擁護の推進】

差別や偏見はそれを生む人々の意識の中にあり、社会全体の意識が変わらなければ解決できない問題であり、地域全体の意識を変えていく必要があります。

「自立と共生のまち」をめざし、教育や雇用、社会活動などあらゆる場面において、障害を理由とした差別や虐待の撲滅に取り組むとともに、障害のある人が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、合理的な配慮により実質的な平等が確保されるよう努めます。

【視点3 総合的かつ効果的な施策の推進】

障害の区分や地域などにより、提供されるサービスに格差が生じないように、障害者のニーズを踏まえ、バランスのとれたサービス提供体制の充実を図ります。

また、様々な社会資源を有機的に組み合わせ、有効活用することにより、持続可能な制度の構築を図り、必要な支援が、地域全体の理解・協力のもとで受けることができるよう、公的機関だけでなく、民間組織等から提供されるサービスや支援を含め、利用者を中心に総合的かつ効果的に提供される仕組みを構築していきます。

3 基本目標

基本理念に基づき、次の5つの基本目標を定め、施策を推進します。

基本目標1 地域における支援体制の整備

障害を理由とした差別や偏見、虐待は重大な権利の侵害であり、あってはならないことです。しかし、依然として、誤解や偏見による差別、社会的な障壁の存在が、障害のある人の地域での自立生活を妨げていることもあります。

障害のある人に対する正しい理解と認識を市民全体に広め、障害がある人もない人も互いに一人ひとりの個性と人格を尊重し認め合い、偏見や差別のない、共に生きるまちづくりを推進します。

基本目標2 暮らしやすい地域生活への移行の促進

障害のある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、障害の特性やニーズに応じた多様できめ細かな福祉サービスが提供される必要があります。このため、サービス選択の前提となる相談・情報提供をはじめ、サービス供給の担い手の拡大や内容の充実を図るなど、利用者が求めるサービスを選択できるよう、必要な福祉サービスの質と量の充実に努めます。

また、年齢、障害・疾病の有無やその程度などにかかわらず、生き生きとした生活が継続できるようにするため、身近な地域で市民一人ひとりの健康づくりを進めることが重要です。乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期など、それぞれのライフステージに応じて、必要な医療を必要なときに利用できるよう、保健・福祉・医療等の連携による、継続的なサービス提供体制の整備を推進します。

基本目標3 安全・安心なまちづくりの推進

誰もが地域で自立した生活を送り、積極的に社会参加していくためには、道路、建物、公共交通機関等を、バリアフリーの視点から改善していく必要があります。

また、災害時における障害のある人の安全確保を図るために、緊急時や災害に備えた体制を点検・整備していくことが必要です。さらに、地域には公的なサービスだけでは対応しきれない課題が多くあり、近年は特に、地域での相互援助活動や住民活動（インフォーマル・サービス）の重要性が高まっています。

今後のまちづくりを進めるに当たり、利用する人の声を聞き、「安全・安心なまちづくり」を推進します。

基本目標4

障害のある人の自立と社会参加の実現

障害のある人が地域で自立した生活を送る上で、働く意欲のある人が就労し、働き続けることは、ノーマライゼーションの実現の大前提であり、自己実現を図る上でも、極めて大きな意義があります。就労に関する相談窓口、職場開拓、職業訓練、就労定着支援を強化するため、関連機関とのネットワークの充実を図り、総合的な就労支援体制の構築を推進します。

また、社会における教育は、社会的自立を支える上でとても重要な役割を果たしています。障害のある人の自立と社会参加を学習・活動を通して総合的に支援し、一人ひとりに適した教育の場と学習の機会が平等に提供されるよう、生涯にわたる学習機会を充実していきます。

さらに、スポーツ、レクリエーション、文化活動等の自己表現活動や社会参加活動などの生活の質の向上と生きがいつくりの活動にいつでも誰でも参加できるように、必要な支援の実施、環境整備を推進します。

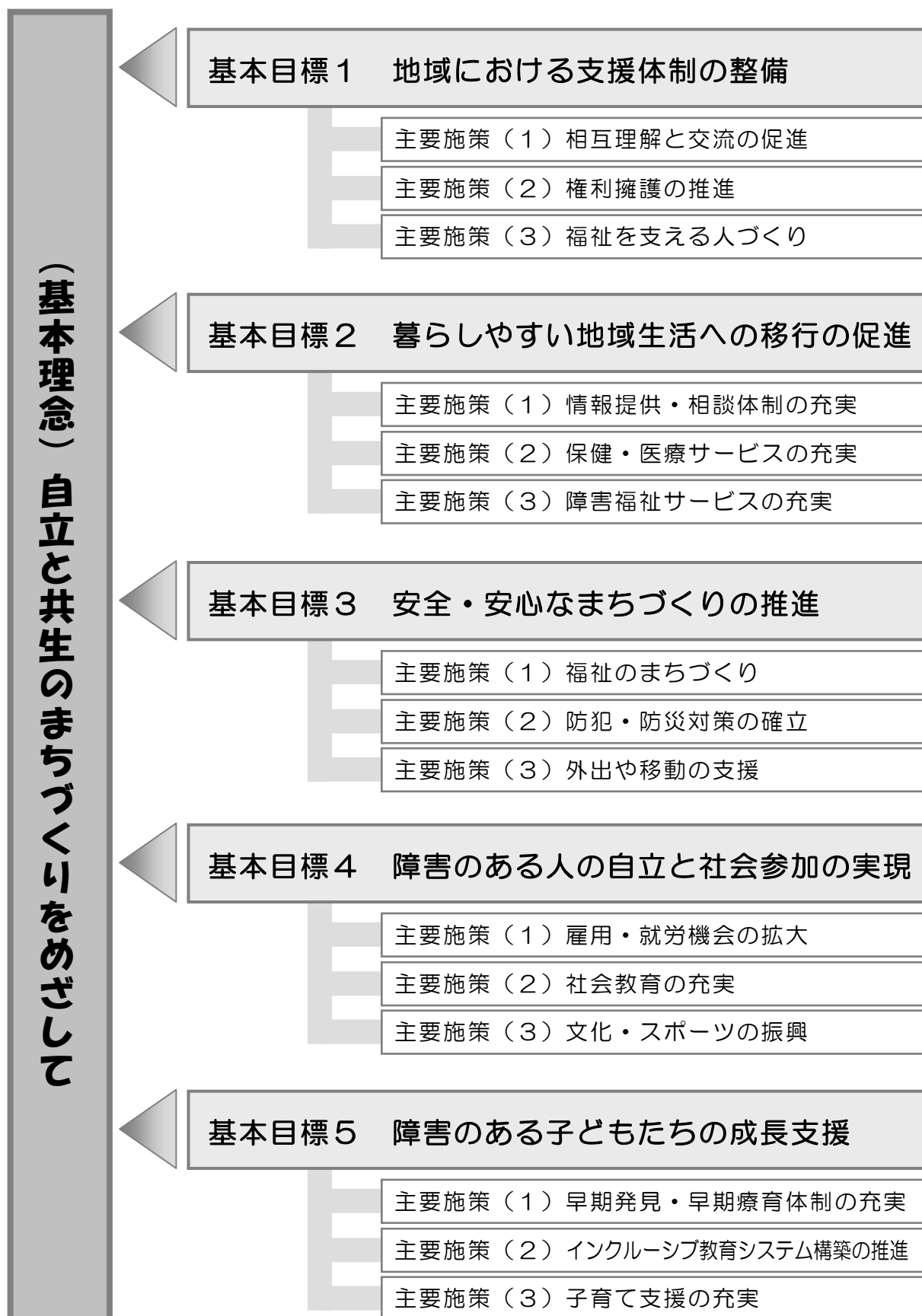
基本目標5

障害のある子どもたちの成長支援

障害のある子どもたちが、持てる能力を十分に発揮し自立を目指すためには、発達の遅れや障害を早期に発見し、早期療育につなげていくことが重要です。そのため、障害の原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図ります。

また、障害のある子どもたちの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活ができるよう、保健・医療・福祉・教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、障害福祉サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備など、一貫した総合的な取組を推進し、発達障害の児童・障害児の療育体制の強化やその保護者を支援する体制の強化を図ります。

4 施策の体系



第2章 施策の展開

基本目標1 地域における支援体制の整備

主要施策（1）相互理解と交流の促進

【現状と課題】

障害のあるなしにかかわらず、誰もが自分らしく生きることができる「共生のまち」を目指すには、市民や事業者が、障害のある人とその障害特性についての正しい理解の促進に努め、障害のある人に対する「心の壁」を取り除くことが必要です。また、お互いの理解を深めるためには、学校や職場、地域における日常的な活動の中で、早い段階から交流の機会を持つことが特に大切です。

アンケート調査によると、障害や障害のある人に対する周りの人の理解は進んでいると思うかについて、『進んでいない』（「進んでいるが不十分」と「まったく進んでいない」を合わせた割合）は4割以上を占める結果となっており、全ての市民に障害に関する情報が行き届いていると言えない状況です。特に精神障害のある人では、「まったく進んでいない」が他の障害種に比べて多く、精神障害に対する理解不足がうかがえます。

		進んでいる	進んでいる が不十分	まったく進んで いない	わからない	無回答	n
		(%)					
障害 の 種 類	全体	25.9	33.5	8.0	28.0	4.6	740
	身体障害	28.5	32.6	7.0	27.2	4.7	611
	知的障害	16.3	44.9	7.1	26.5	5.1	98
	精神障害	6.8	37.3	22.0	28.8	5.1	59

市では、市民一人ひとりへノーマライゼーションの理念の普及を図るため、広報誌やホームページを活用した広報・啓発活動や、障害のある人となない人の交流事業の開催により、お互いの理解を深め合うことに努めてきていますが、障害者団体・ボランティア団体調査では、障害のある人は、人との交流、特に健常者や地域の人との交流の機会が少ない現状があるという意見もあり、引き続き地域の理解を得る取組を進める必要があります。

【施策の方向性】

障害があっても暮らしやすいまちづくりに向けて、市民や行政職員の障害に対する理解と意識向上を目的とした施策を実施します。

また、障害のある人となない人が交流する機会を創出するとともに、障害者団体や地域住民団体、福祉サービス事業者などが主体となって実施する交流事業を積極的に支援していきます。

【具体的な取組】

取組名	取組概要	担当課
広報・啓発活動の推進	市民一人ひとりへノーマライゼーションの理念の普及を図るため、広報等により、障害に関する正しい知識の普及に努め、理解の促進を図ります。	社会福祉課
障害者交流事業等（参加型啓発事業）の充実	子どもから高齢者、障害のある人ない人、みんなが参加し、各種の催し物や体験等を通してお互いの理解を深めることを目的とした機会や場の提供を推進します。	社会福祉課
交流及び共同学習の推進	障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する活動において、豊かな人間性を育むとともに、各教科のねらいの達成を目的とする交流及び共同学習を推進します。	学校教育課
地域施設交流事業の促進	施設を地域住民とのふれあいの場の拠点として、活用できるよう支援します。	社会福祉課
職員に対する研修の実施	職員研修等において、障害者福祉に関する内容を取り上げ、職員が障害者福祉について理解を深めるよう努めます。	社会福祉課

■ グラフにおける数値の基本的な取り扱いについて

- ①比率は全て百分率（％）で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。したがって、合計が100％を上下する場合があります。
- ②基数となるべき実数は、“n＝〇〇〇”として掲載し、各比率はnを100％として算出しています。
- ③グラフの下に【複数回答】とあるものは、1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問であり、したがって、各回答の合計比率は100％を超える場合があります。
- ④グラフとして示したものの中には「無回答者」を省略した部分があります。そのため、区分ごとの実数（nの値）の合計が全体の標本数と一致しないことがあります。
- ⑤障害の種類別のクロス集計に当たっては、重複障害のダブルカウントのため、3障害の合計と全体とが合致しない場合があります。

主要施策（２）権利擁護の推進

【現状と課題】

自分に関わる施策に対し意見を表明し、施策に反映させる機会があることは、地域で自立した生活を営む点からも、施策を実施していく上でも不可欠な要素です。このため、障害のある人の声を様々な形で把握し、その意見を関係施策に反映していくための方策を検討することが必要です。

アンケート調査によると、障害を理由とした日頃の生活の中での差別的扱いを受けた経験の有無をたずねたところ、『ある』（「ときどきある」と「よくある」を合わせた割合）と回答した人は全体で2割強となっていますが、知的障害のある人では3割以上を占めており、また、「まったくない」と回答した人も12.2%と、他の障害種と比べて少なく、差別的扱いを受けた経験のある方が多いことがうかがえます。

		よくある	ときどきある	ほとんどない	まったくない	わからない	無回答	n
		(%)						
障害の種類	全体	18.4	29.2	28.6	13.5	6.1	740	
		4.2						
	身体障害	17.7	30.1	30.1	11.9	6.1	611	
		4.1						
	知的障害	26.5	28.6	12.2	20.4	8.2	98	
		4.1						
	精神障害	8.5	16.9	20.3	25.4	20.3	59	

また、成年後見制度の認知度については、「全く知らない」が最も多く、制度内容の周知は依然として課題となっています。

		よく知っている	多少は知っている	聞いたことがある	全く知らない	無回答	n
		(%)					
障害の種類	全体	9.6	18.9	28.0	34.2	9.3	740
	身体障害	11.0	17.8	27.2	33.7	10.3	611
	知的障害	8.2	26.5	26.5	32.7	6.1	98
	精神障害	25.4	23.7	40.7	6.8	3.4	59

市では、地域自立支援協議会の専門部会（権利擁護部会）において、障害のある人の権利擁護について協議及び事例検討を行い、権利擁護の推進に努めてきました。また、平成24年10月に「東温市障害者虐待防止センター」を設置し、障害者虐待対応マニュアルの策定を行うとともに、パンフレットやホームページなどで市民への周知、普及・啓発を行っていますが、引き続き、広く市民を対象に障害者差別解消法や障害者虐待防止法及び成年後見制度などの内容に関する普及・啓発を図るとともに、障害のある人に対する虐待や差別を防ぐ具体的な体制の整備を図る必要があります。

【施策の方向性】

平成24年10月から「障害者虐待防止法」が施行され、また、平成25年6月に全ての国民が、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が制定（平成28年4月施行）されました。

本市においても、こうした法律の趣旨を踏まえ、障害のある人が虐待や差別を受けることなく、権利を尊重されながら地域で安心して生活を送ることができるよう、虐待・差別の防止を含む権利擁護のための施策を展開していきます。

また、十分な自己決定や意思表示が困難な人に対しては、人権や財産を守り、権利の行使を支援する仕組みが必要となるため、権利擁護事業や成年後見制度を広く周知し、利用を支援するとともに、より身近な地域の中で、虐待防止を含めた権利擁護体制の充実を図ります。

【具体的な取組】

取組名	取組概要	担当課
広聴活動の充実	障害のある人のニーズを把握し、施策への反映を図ります。	社会福祉課
権利擁護の推進	意思表示の困難な障害のある人などが安心して暮らせるよう、社会福祉協議会が行う福祉サービス利用援助事業及び法人後見事業を促進するとともに、関係機関と連携を図りながら、権利擁護の推進に努めます。	社会福祉課
成年後見制度利用支援事業の充実	判断能力の十分でない認知症の高齢者や障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、成年後見制度利用支援事業の充実を図ります。	社会福祉課
人権ゼミナール	市民への人権・同和教育推進事業の中で、生涯学習の観点から障害のある人の人権について学び、障害のある・なしにかかわらず共に自立し共生する「完全参加と平等」のまちづくりを推進する意識と実践力を培います。また、専門知識を持つ講師を招き、障害のある人の人権と社会的責任について、学校教育や家庭教育、社会教育等の側面から多様な問題を取り上げていきます。（年2回開催）	生涯学習課

第2部 第2章 施策の展開

取組名	取組概要	担当課
人権を語る集い	市民への人権・同和教育推進事業の中で、障害者問題をはじめとする様々な人権問題について学び、正しい理解と問題解決のための意識を高め、障害のある人の人権と尊厳が保障される社会の実現を目指す態度を育てます。また、学校、家庭、地域社会及び関係機関・団体等が一体となって教育と啓発に努めます。	生涯学習課
虐待の防止及び早期発見の推進	国、県、市及び関係機関と連携し、障害のある人への虐待（養護者による虐待、障害者福祉施設従事者等による虐待など）の未然防止、虐待を受けた障害のある人の保護や養護者への支援を行うとともに、障害のある人の権利利益を擁護し、自立及び社会参加を推進します。 また、障害者虐待の通報・届出を受け適切な対応を図るとともに、虐待防止に向けた地域のネットワークづくりなど、地域住民や関係団体、障害者相談支援事業所などと連携した取組を推進するため、「東温市障害者虐待防止センター」としての機能を果たせるよう、窓口の充実強化を図ります。	社会福祉課
差別の解消に係る取組の強化	障害者差別解消法が平成28年4月1日に施行されることに伴い、国の基本方針を基に対応要領の作成や環境整備、啓発活動を行うなど、差別の解消に係る施策の推進を行います。	社会福祉課

主要施策（3）福祉を支える人づくり

【現状と課題】

福祉の向上は、福祉制度の充実だけではなく、ボランティアやNPO活動をはじめとした、地域における一人ひとりの意識と行動によりもたらされます。このため、障害のある人を援助するボランティア組織の強化及び地域住民による援助体制の確立が重要です。

アンケート調査によると、ボランティアによる日常の援助などを受け入れたいかについては、「わからない」と回答した人が多いものの、「ボランティアを受け入れたい」と回答した人が約2割を占めており、また、障害者団体・ボランティア団体調査からも、他の団体、事業者等や行政との情報交換や意見交換の推進など、協力体制の充実が求められています。

今後は、ボランティアの活動内容を十分周知することと併せて、社会福祉協議会や各種団体との連携を深め、障害のある人が主体的に地域の活動へ参加できるよう、住民参加による障害者福祉を進めていくことが必要です。

		ボランティアを受け入れたい				n
		(%)	ボランティアを受け入れたい	ボランティアを受け入れたくない	わからない	
障害の種類	全体		19.7	11.3	37.9	203
	身体障害		19.2	11.9	33.8	151
	知的障害		15.8	10.5	47.4	57
	精神障害		15.8	21.1	42.1	19

市では、地域自立支援協議会専門部会において、社会福祉法人、NPO法人、民間企業などが一堂に会し、地域で抱える課題の把握、解決策の検討、情報交換等を行うなど、関係機関と連携し、障害のある人や高齢者の日常生活を身近に見守り、支え合うネットワークづくりを推進しています。

また、社会福祉協議会では、ボランティアセンターを設置し、ボランティアの普及・啓発と確保を行うとともに、必要な人への紹介を行ってきました。

これらの地域における様々な取組の成果から、障害のある人に対する理解は徐々に進んではいますが、ノーマライゼーションの浸透状況は決して十分とは言えない状況です。

【施策の方向性】

市の障害福祉の現場を支える障害者団体やボランティア、NPO法人、医療・福祉人材の確保・育成に向けた施策を展開します。

また、障害のある人やその家族が運営している各種団体の活動は、自立と社会参加を進める上で様々な役割を担っているため、今後もこれらの団体の活動が活発に行われるよう、各種団体の育成と団体相互の交流活動を支援します。

【具体的な取組】

取組名	取組概要	担当課
障害者団体、家族会等への支援	障害者団体、家族会等が行う自主的な活動を支援し、障害のある人の自立を促進します。	社会福祉課
地域福祉エリアミーティング開催の支援	身近な地域において、地域住民、社会福祉法人、NPO法人、民間企業などの関係機関が一堂に会し、地域で抱える課題の把握、解決策の検討、情報交換等が行えるよう、支援します。	社会福祉課
地域福祉サポートシステムの構築	地域で抱える課題のうち、地域住民や組織だけでは解決困難な事案について、市と社会福祉協議会が地域と協力して改善を図れるよう、地区、市、社会福祉協議会を結ぶ仕組みの構築に努めます。	社会福祉課
コミュニティーソーシャルワーカー※の育成	生活課題を抱えた障害のある方を支えるためのシステムは、活動者の確保と併せ、活動において中心的な役割を担う人が必要です。そこで、中心的な役割を担うリーダーやキーパーソンを育成するため、専門的な研修等の充実を図ります。	社会福祉課
ボランティア活動普及推進事業の充実	障害のある人を援助するボランティア組織の強化及び地域住民による援助体制の確立を支援します。	社会福祉課
ボランティアセンターの充実	ボランティアセンターにおける、ボランティア活動を支援します。	社会福祉課

※ ソーシャルワーカー

心身に障害がある人やその家族に対して、福祉サービスを受けられるように、援助や提案を行う福祉のスペシャリストのこと。

基本目標2 暮らしやすい地域生活への移行の促進

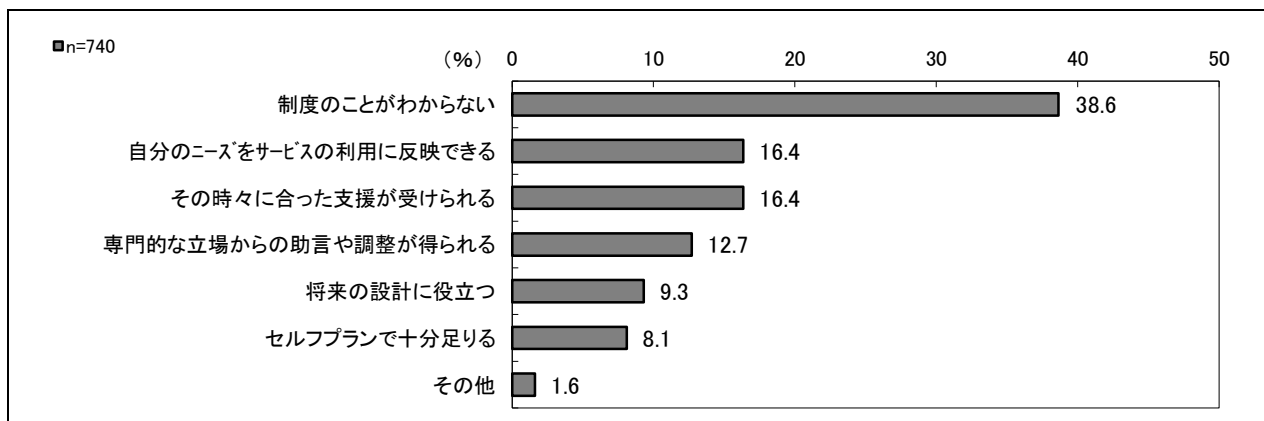
主要施策（１）情報提供・相談体制の充実

【現状と課題】

障害のある人が地域で自立して生活するためには、自らサービスを選択し自分に合ったより良いサービスを受けることができるように、相談支援事業や情報提供の充実が必要です。そのため、障害によって情報の収集や利用などに大きな支障のある人に対しては、情報収集手段の確保と情報利用の円滑化を図り充実させていく必要があります。また、必要な情報が障害のある人に的確に伝わるよう、情報提供や表示の方法等についても、工夫・配慮が必要になります。

アンケート調査によると、新たな制度である「計画相談支援」、「障害児相談支援」の利用について、どのように考えているかについては、「制度のことがわからない」が最も多くなっており、全ての市民に障害に関する情報が行き届いていると言えない状況です。

なお、制度を知っている人の中では、「自分のニーズをサービスの利用に反映できる」と「その時々合った支援が受けられる」が同率で並び、次いで、「専門的な立場からの助言や調整が得られる」などが続く結果となっています。



【複数回答】

また、障害者団体・ボランティア団体調査においても、気軽に窓口に行けて、誰もが必要な情報を容易に入手できるよう、障害特性を踏まえた多様な方法による情報提供・情報発信や、障害のある人の情報の入手方法の多様化が求められています。

市では、毎年度「障害福祉のしおり」を作成し、窓口配付及びホームページへの掲載を行っているほか、広報誌、ホームページ、パンフレットにより障害者福祉に関連する各種制度内容や改正事項などの周知を図っています。

また、社会福祉協議会内に、市の障害者相談支援の拠点として総合的な相談業務などを行う「東温市基幹相談支援センター」を開設し、総合的な相談支援ネットワークの構築を図っています。東温市基幹相談支援センターには、相談支援専門員、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士が常駐しており、障害の全種別、難病、各種ニーズに対応できる総合的かつ専門的相談支援に対応が可能となっています。

今後は、高度・複雑化する相談内容への対応、地域生活への移行促進のため、更なる相談支援の専門性の向上や、関係機関との連携が求められます。

【施策の方向性】

従来のコミュニケーション支援事業については、障害者総合支援法により、県と市の役割が明確化され、必須事業の一つとされました。また、視覚障害のある人への代読や代筆、知的障害や発達障害のある人とのコミュニケーションなど、多様な伝達方法、場面が考えられることから、より広い意味の意思疎通支援という名称に変更されています。

障害のある人が暮らしに関わる情報を円滑に入手でき、また、行政関連の情報のみならず多彩な情報や知識を得ることができるよう、多様な方法により情報の提供を行うとともに、障害があることにより、情報の入手が制限されないよう意思疎通支援の充実を図ります。

また、障害のある人の日常的な不安の解消と自立支援に向けて、身近な場所で専門的な内容からピアカウンセリング※まで幅広い相談ニーズに対応できる体制の強化を図ります。

※ ピアカウンセリング

障害者が、当事者同士集まり、お互いの苦しさ、辛さを話し合うことにより、辛さを分かち合い、助言し合っていくこと。

【具体的な取組】

取組名	取組概要	担当課
情報提供活動の充実	障害のある人がどのような情報を必要としているのか、どのような情報を提供しなければならないのかを的確に把握し、広報誌やホームページを有効に活用して、細やかで分かりやすい情報提供を行います。	社会福祉課
視覚障害者、聴覚障害者等への情報提供手段の整備	障害の種別や状況に応じた情報の提供・収集手段を整備し、障害のある人に必要な情報を適切な方法で伝えることができる環境の確保に努めます。	社会福祉課
相談支援事業の充実	障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活を高めるための支援、ピアカウンセリング※等の総合的な支援の充実を図ります。また、様々なニーズに対応できるよう相談支援専門員の資質の向上に努めます。	社会福祉課
相談機能の充実	地域の気軽な相談窓口として、民生児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員等による相談体制の充実を図ります。 また、障害者やその家族からの総合的な相談のほか、困難ケースへの対応、地域の相談支援事業者間の調整や支援、障害者に対する虐待の防止・対応、権利擁護などの役割を担う「東温市基幹相談支援センター」を相談支援の拠点として、障害に起因する日常生活での困りごとや悩みごと、障害福祉サービスの利用についてなど、障害を持つ方はもちろん、支えているご家族などから、様々な相談を総合的に受け付け、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるように支援していきます。	社会福祉課
障害者地域自立支援協議会の機能強化	障害者地域自立支援協議会を地域の障害者に対する相談支援ネットワークの中核機関とし、障害者の視点に立った相談支援事業の運営評価や地域生活に資する支援人材の育成、また新たな社会資源の開発や障害者施策への反映等の取組を推進するとともに、その機能の強化を図ります。	社会福祉課
苦情解決体制の充実	福祉サービスに関する苦情の適切な解決のため、福祉事業者が福祉サービスに関する苦情処理の第三者委員会を設置するよう促し、苦情解決体制の充実を図ります。	社会福祉課
手話奉仕員の養成	手話奉仕員養成研修を行い、障害者の意思疎通を支援する人材の養成を推進します。	社会福祉課

取組名	取組概要	担当課
精神保健事業		
こころの健康相談	原因がわからないが疲れる、人間関係がうまくいかないなど、こころとからだの健康に関する相談を、精神科医師と保健師が受け、問題解決に向けた支援を行います。	健康推進課
こころの健康講座	市民一人ひとりがこころの健康問題の重要性を認識し、自分や身近な人のこころの不調に早く気づき、対処することができるよう、正しい知識の普及を図ります。	健康推進課
精神保健訪問・相談	精神に障害のある人、こころの健康に不安がある人等のこころの健康づくりのために、保健師が訪問・相談を行い、問題解決に向けた支援を行います。	健康推進課
精神保健家族教室	精神障害者の家族を対象に教室を開催します。講演、座談会、情報交換等を通して疾患や障害の特性をはじめ、精神保健福祉について理解を深めるとともに、家族同士の気持ちの分かち合い、支え合いの機会とします。	健康推進課
精神障害者地域家族会の活動支援	会員同士の気持ちの分かち合い、支え合いができ、また精神障害者の社会活動への参加促進及びこころの健康づくりに関する正しい知識の普及に向けた活動ができるよう支援します。	健康推進課
精神保健に関する連絡会	関係者の連絡調整、学習、支援体制の検討等を行うことにより、精神保健福祉の推進を図ります。	健康推進課

主要施策（２）保健・医療サービスの充実

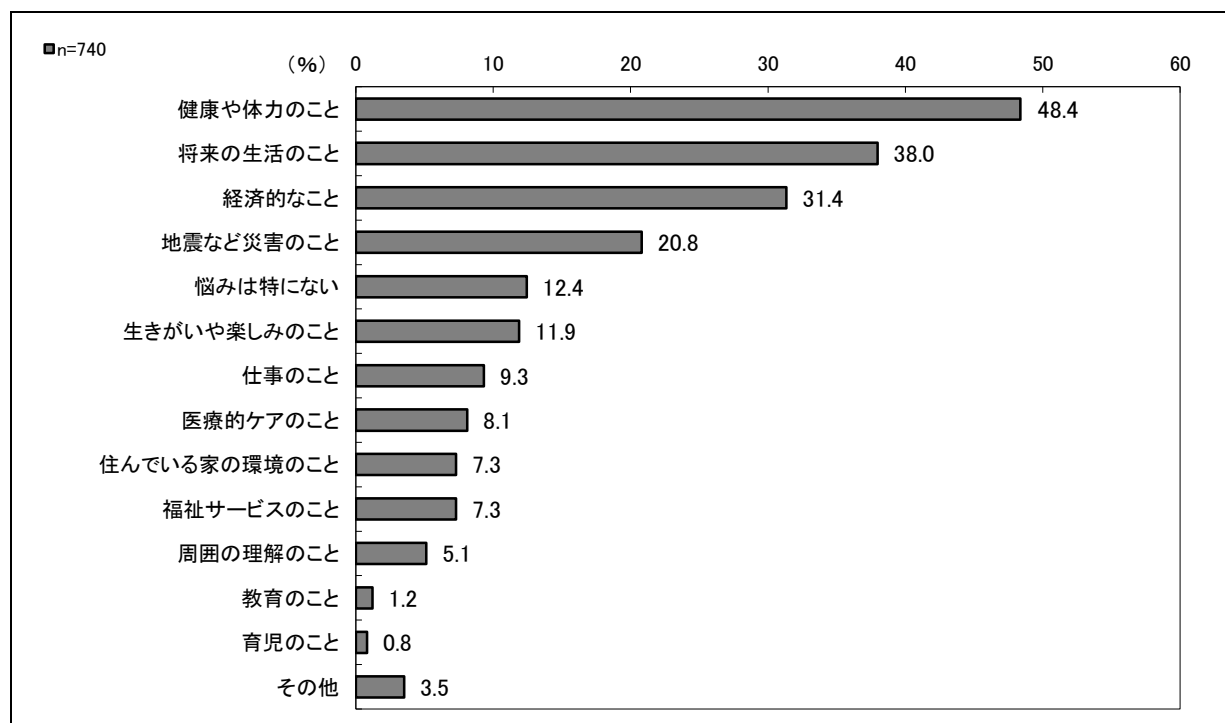
【現状と課題】

年齢、障害・疾病の有無やその程度などにかかわらず、生き生きとした生活が継続できるようにするためには、障害を予防し、早期発見、早期治療及び療育によって障害を軽減し、障害のある人の持てる可能性をできる限り伸ばすことが重要です。そのため、身近な地域で適切な保健サービスを継続的に受けられることが必要となります。

アンケート調査によると、現在の悩み事については、「健康や体力のこと」、「将来の生活のこと」、「経済的なこと」が上位を占めています。壮年期以降の疾病等による障害の発生も多く、生活習慣病などの疾病対策も重要な課題となっています。

また、障害種別にみると、身体障害のある人では、おおむね全体と同様ですが、知的障害のある人では「将来の生活のこと」が最も多く、精神障害のある人では「経済的なこと」が最も多い結果となっています。

なお、将来について不安に思うことについてもほぼ同様の結果となっています。



【複数回答】

第2部 第2章 施策の展開

また、地域自立支援協議会「子ども部会」アンケート調査においては、生活の中で困っていることとして「病院」という回答が半数近くを占める結果となっています。特に、本人がどうしても恐怖を感じてしまう歯科、耳鼻科等においてその傾向が高くなっているほか、待合室やトイレ設備について、障害のある人への配慮を求める意見が多く、障害のある人及びその家族等が受診しやすい環境づくりを進めていくことが課題となっています。

市では、生活習慣病予防知識の普及・啓発、各種検診事業の実施、自立支援医療制度の推進など様々な事業を実施していますが、障害のある人の高齢化や、障害の重度化も予想される中で、全ての人が心身ともに健やかな人生が送れるよう、引き続き、健康づくりの推進を図るとともに、保健サービスを一層充実させていくことが重要です。

さらに、平成26年5月、難病と小児慢性疾患の医療費助成の対象を拡大する「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病医療法）」の制定と児童福祉法の改正が行われました。今後、助成対象となる疾患が拡大されるため、新しい制度についての情報を提供し、難病患者等の不安を解消していく必要があります。

【施策の方向性】

障害のある人が地域の中で、安心して生活を送るためには、適切な医療サービスを受けることが必要であることから、今後とも、保健・医療・福祉の連携により、障害のある人が受診しやすい環境を整備していきます。

【具体的な取組】

取組名	取組概要	担当課
普及・啓発		
生活習慣病予防知識の普及・啓発	生活習慣病の予防、健康の保持増進を図るため、健康教育、健康相談の充実に努めます。また、ポスター及びチラシの配布、広報掲載等の方法で市民の健康増進及び予防に努めます。	健康推進課
妊娠の届出及び母子健康手帳の交付	「母子保健法」に基づき妊娠の届け出をした者に、母子健康手帳を交付し、その活用を進め、母子の健康増進を図ります。	健康推進課

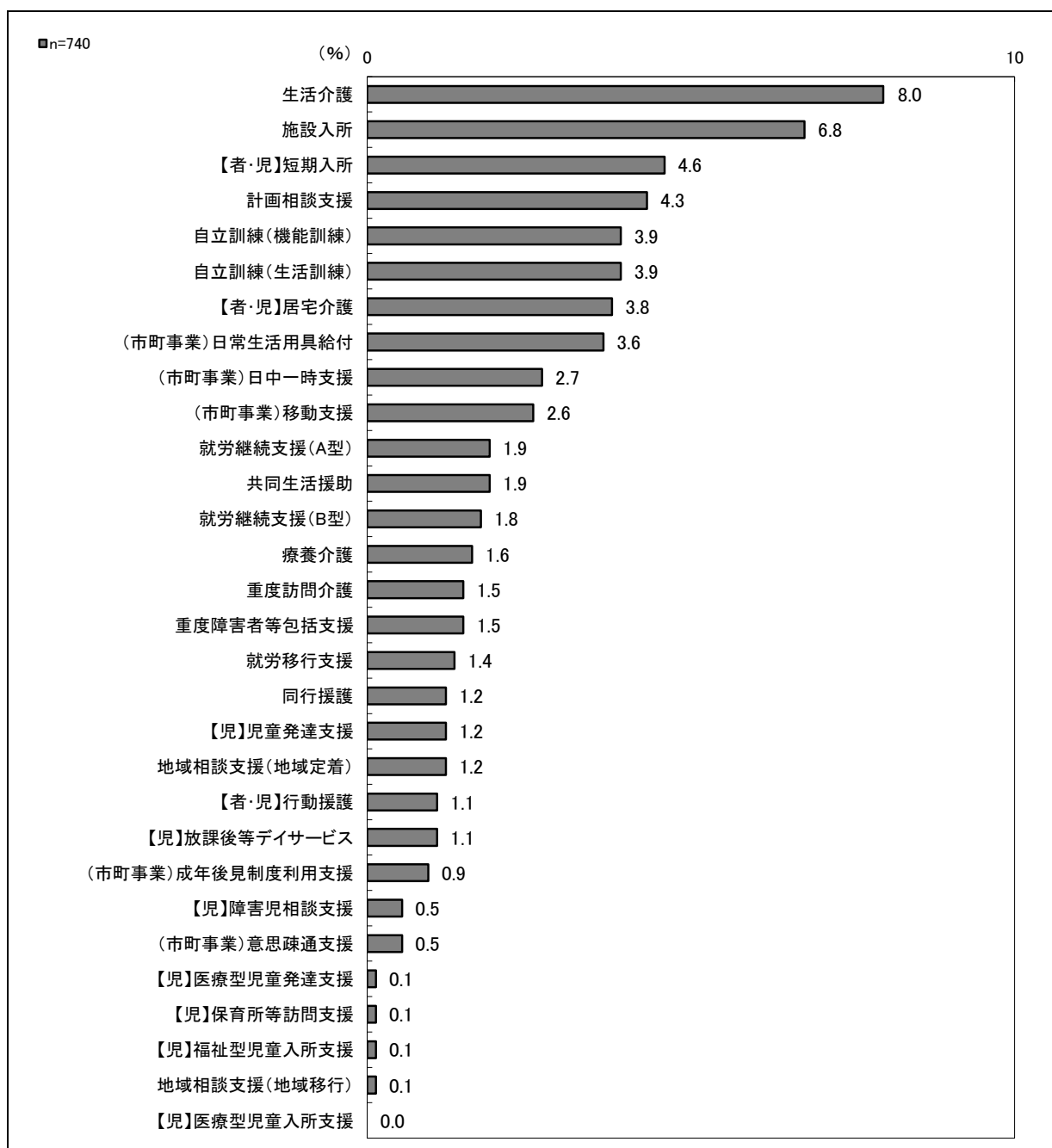
取組名	取組概要	担当課
相談・教室		
成人健康相談の充実	健康に関する相談に応じ不安の解消、日常生活の見直しを支援します。	健康推進課
健康診査		
健康診査・がん検診事業	疾病を早期に発見し、早期治療につなげること、検査結果を踏まえた保健指導を行い、疾病予防・重症化予防並びに健康増進に向けた自主的な努力を促進します。	健康推進課 保健年金課
特定健診・特定保健指導	メタボリックシンドロームの発症リスクの高い対象者を早期に発見し、生活習慣の改善により発症と重症化を予防します。 受診率の向上を目指し、健康に関する意識の啓発・受診勧奨・受診しやすい体制の整備に努めます。	健康推進課
妊婦一般健康診査の充実	妊婦一般健康診査等を実施し、妊娠中の異常の早期発見、妊婦と赤ちゃんの健康の確認、妊婦の健康の保持増進に努めます。	健康推進課
医療給付・助成		
自立支援医療制度の推進（更生・育成）	心身の障害を除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額の一部を給付する自立支援医療制度を推進します。	社会福祉課
重度心身障害者（児）医療費支給制度の推進	重度心身障害者の福祉の増進とその家族の経済的負担を軽減するため、医療の給付に係る一部負担金について助成を行います。	社会福祉課
予防接種の推進	予防接種法等に基づき、伝染のおそれのある疾病の発生とまん延を予防するために、予防接種の推進を図ります。	健康推進課

主要施策（3）障害福祉サービスの充実

【現状と課題】

障害のある人が地域で安心して自分らしく暮らせるようにするためには、その介護に当たる家族の負担を軽減することも含め、一人ひとりの多様なニーズに応えられるサービスの量的、質的な充実を進める必要があります。

アンケート調査によると、利用したい障害福祉サービスは、「生活介護」が最も多くなっています。

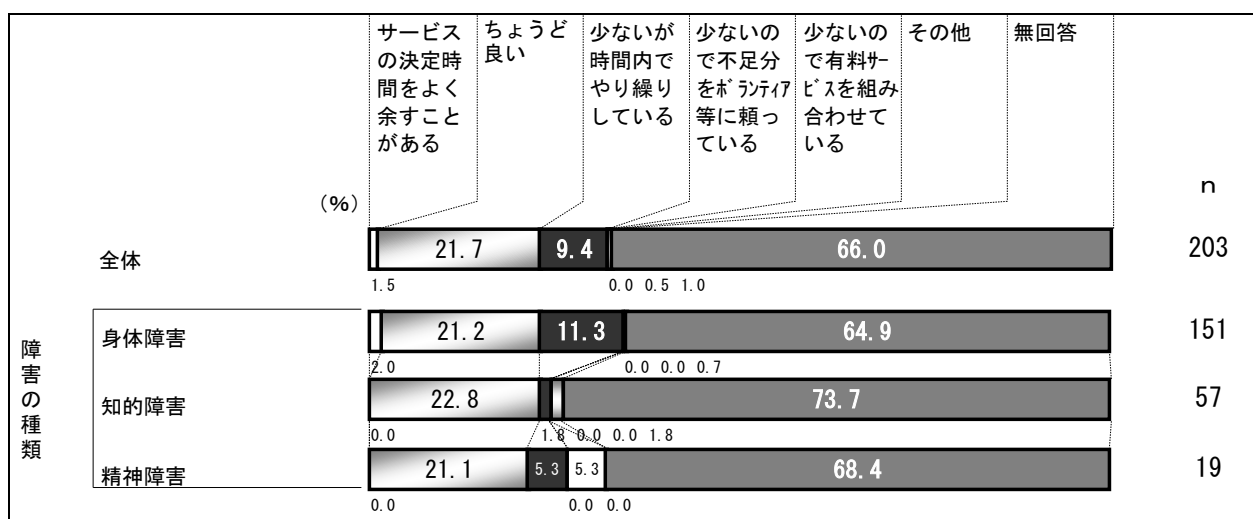


【複数回答】

障害のある人が、地域でその人らしく主体的に豊かな生活を送るためには、地域で生き生きと過ごすことのできる日中活動の場が重要な役割を果たすことから、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供体制を確保していくことが必要です。

また、「主体的に豊かな生活を送る」ことを障害のある人の自立と捉えた場合、自立を支えるためには、地域での在宅生活を支える各種サービスの充実が欠かせません。

アンケート調査によると、在宅福祉サービスを利用している人のサービスの提供量については、「ちょうど良い」が最も多く、次いで、「少ないが時間内でやり繰りしている」が続いており、特に身体障害のある人で、「少ないが時間内でやり繰りしている」が全体より多くなっています。在宅福祉サービスの利用者は増加傾向にあり、今後も障害のある人や介助者の高齢化に伴って介護需要の増加が見込まれるほか、施設から地域への移行の推進に当たっては、その提供体制の充実を図る必要があります。



市では、第3期障害福祉計画に基づき、利用者のニーズに応じた日中活動への支援、在宅での支援等の各種サービスを実施してきましたが、今後は、障害があってもより一層豊かに主体的に生活できるよう、インフォーマルな社会資源等の活用も視野に、広く情報提供していく必要があります。

【施策の方向性】

必要とする人が必要とするサービスを十分に利用できるよう、需要の増大に対応しながらサービス提供事業者の確保や事業拡大の促進に努めるとともに、障害特性に応じた提供体制を確保し、自立した地域生活への移行の促進を図ります。

【具体的な取組】

取組名	取組概要	担当課
各種サービス		
ホームヘルプサービスの充実	家庭を訪問し障害のある人の日常生活を支え、本人や家族の負担を軽減するため、ホームヘルプサービスの充実を図ります。	社会福祉課
行動援護、同行援護の充実	自己判断能力が制限されている人や重度の視覚障害者が行動するときの必要な支援、外出支援を提供する行動援護、同行援護の充実を図ります。	社会福祉課
通所サービス等の充実	生活介護、自立訓練、就労支援、児童デイサービス等の障害福祉サービスを提供する事業所や地域活動支援センターなど日中における活動の場を充実させます。	社会福祉課
短期入所等の充実	一時的に介護が困難な方のために、短期入所や日中一時支援を充実させます。また、障害児や重度重複障害者の受入体制の確保に努めます。	社会福祉課
生活サポート事業の充実	介護給付支給決定者以外の人（非該当）について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行います。	社会福祉課
デイケア「青空」	在宅で生活する精神障害者を対象に、地域での居場所、活動の機会を提供します。調理、ガーデニング、スポーツ、学習等の活動を通して参加者同士の交流を深めるとともに、疾患や生活を支える福祉制度等について理解を深め、社会活動への参加を促進します。	健康推進課
訪問看護の充実	主治医が必要と認めた障害のある人に対し、看護師等が居宅を訪問し、必要な診療の補助を行う訪問看護事業の充実を図ります。	健康推進課 社会福祉課
各種給付		
補装具費の支給	身体障害者等の機能損傷を補い、日常生活等の能力の向上を図るため、補装具の購入や修理に係る費用の支給を行います。	社会福祉課
日常生活用具費の支給	重度障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具の購入等に係る費用の支給を行います。	社会福祉課
小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	小児慢性特定疾病児のうち、児童福祉法、障害者総合支援法による施策の対象とならない児に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。	健康推進課

※ レスパイトサービス

障害のある方とご家族が安心してゆったりとした生活が送れるよう、障害のある方を一時的にお預かりする支援サービス。

取組名	取組概要	担当課
施設整備		
民間福祉施設の整備	障害がある人の生活の場や日中活動の場を確保し、障害福祉サービスを充実させるため、社会福祉法人等が設置する施設等の整備において、補助金の活用等により、各種障害者施設等の整備を促進します。	社会福祉課
グループホームの充実	グループホームに対する運営への支援を充実するとともに、整備を促進します。	社会福祉課
重度重複障害者対策の検討	重度重複障害者の人数は、年々増加傾向にあります。これらの障害のある人の生活の維持・向上を図るため、その対策を検討します。	社会福祉課
障害者手帳取得の促進	身体障害者手帳、知的障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳について制度の周知を図り、手帳取得を促進します。特に高次脳機能障害、発達障害が精神障害者保健福祉手帳の対象となることについて周知を図ります。	社会福祉課
各種手当等の充実	障害のある人及び家族の経済的負担を軽減するため、国・県の動向を勘案しながら、各種手当等の充実を図ります。	社会福祉課

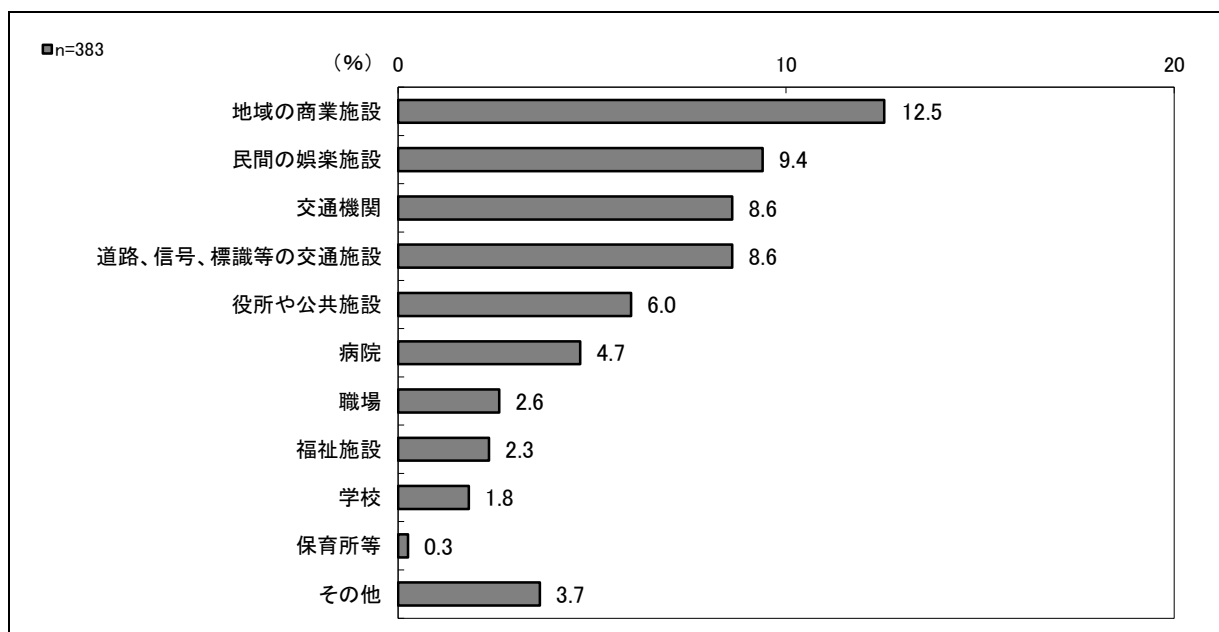
基本目標3 安全・安心なまちづくりの推進

主要施策（１）福祉のまちづくり

【現状と課題】

障害のある人が、地域の中で安心して日常生活を送り、社会参加を果たしていくためには、暮らしやすい生活環境が整備されることが不可欠であり、住宅・駅・公共施設や道路などのバリアフリー化を推進していく必要があります。

アンケート調査によると、施設や設備の整備不足により不快に感じたことについては、「地域の商業施設」が最も多く、次いで「民間の娯楽施設」、「交通機関」などの順となっており、全ての人が使いやすいユニバーサルデザイン※の視点にたって、障害のある人等の声を取り入れながら、公共的施設、交通機関、住宅、公園など、生活空間のバリアフリー化を推進していく必要があります。



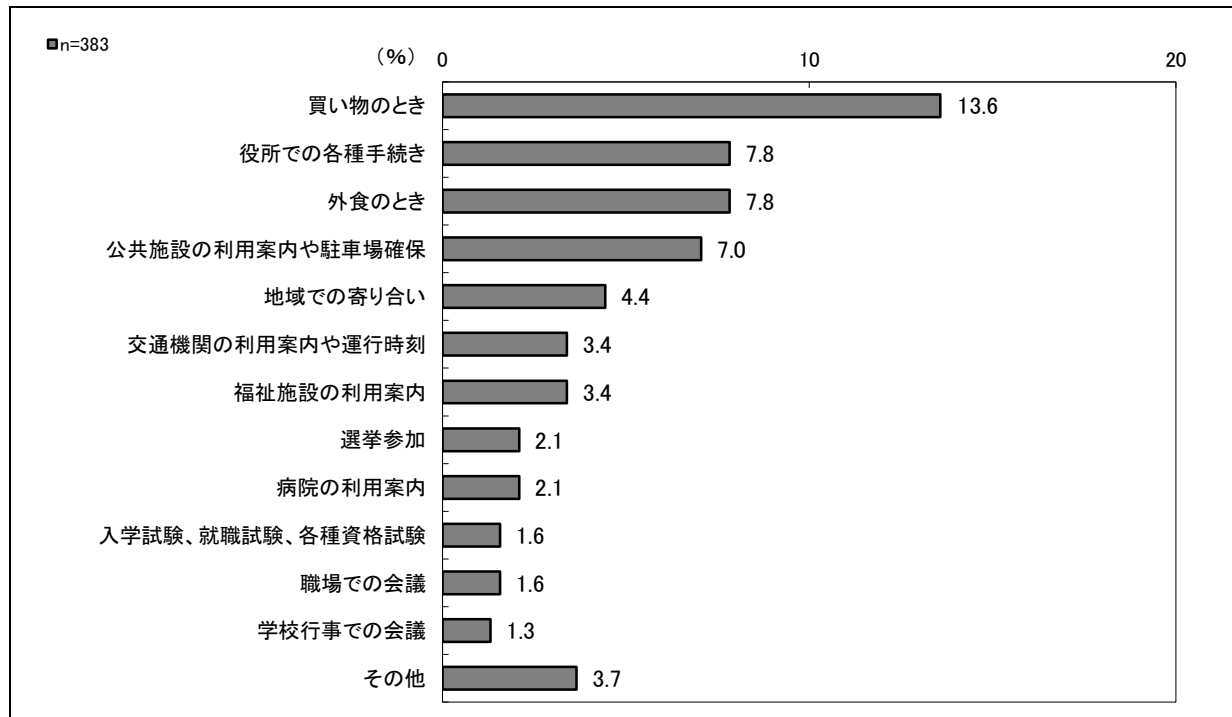
【複数回答】

※ ユニバーサルデザイン

「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすること。

また、配慮がないことにより不快に感じたことについては、「買い物のとき」が最も多く、次いで「役所での各種手続き」・「外食のとき」、「公共施設の利用案内や駐車場確保」などの順となっています。

市内の公共施設や道路などにおけるバリアフリー化と併せ、人々の心の中にある障壁を取り除く“心のバリアフリー”に関する啓発活動を推進し、ソフト面からも、誰もが参加しやすいまちづくり、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めることが重要です。



【複数回答】

現在、市では、「東温市総合計画」の障害者施策の中でバリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりに向け、取組を行っており、段階的に改善を進めています。引き続き「ユニバーサルデザイン基本方針」の策定に向けて検討していく必要があります。

【施策の方向性】

障害者が安心・安全に地域で暮らすことのできるよう、ハード・ソフト両面のバリアフリーを推進するとともに、自然災害など緊急時における障害者の生活を支援する体制の強化を図ります。

【具体的な取組】

取組名	取組概要	担当課
公共建築物等の整備	既存の公共施設については、障害のある人が利用しやすいよう改善に努めます。また、新たに公共施設を建築するときや、学校、病院、ホテル、物販店、飲食店その他不特定多数の人が利用する建築物の建設の際もバリアフリー化を推進し、障害のある人の住みよい環境づくりに努めます。	各課
公園施設の整備	市民の心身の健康保持及び増進に寄与するため、既存集落周辺に歩いて行ける身近な公園を整備します。全ての人が安全で快適な公園の利用ができるよう、多目的トイレ、スロープ、点字ブロック等の設置に努めます。	まちづくり課
歩道等の整備	歩道整備を進める路線について、その整備に合わせ、必要な箇所への点字ブロックの設置や段差解消など、歩道等の整備を促進します。	まちづくり課
ユニバーサルデザインの推進	全ての人が安全で快適に暮らせるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた基本方針の策定に向けて検討します。	社会福祉課
迷惑駐車対策	迷惑駐車について、通報により放置車両の撤去に向けた処理を行い、安全な通行を確保します。	まちづくり課
放置自転車対策の推進	交通の妨げとならないよう放置自転車等の対応に努め、障害のある人が利用しやすい交通環境の確保を図ります。	総務課
交通安全対策事業	交通安全運動週間における交通指導車による広報活動や、保育所、幼稚園、小・中学校及び支援学校等における交通安全教室の実施、高齢者世帯交通安全指導など、交通安全対策の充実を図ります。	総務課
視覚障害者用信号機付加装置の整備促進	メロディ付き信号機をはじめ、青延長用押ボタン付き信号機など、障害者に配慮した機器の設置について、必要に応じて検討を行い、警察署に要望していきます。	まちづくり課
市営住宅の整備	障害のある人に配慮した市営住宅の建設を進め、既存の市営住宅も障害のある人が利用しやすいように整備を推進します。	まちづくり課
公共交通機関におけるバリアフリー化の推進	障害のある人も利用しやすい公共交通になるよう、交通事業者が取り組む鉄道駅のバリアフリー化やノンステップバス車両の導入等を支援していきます。	まちづくり課

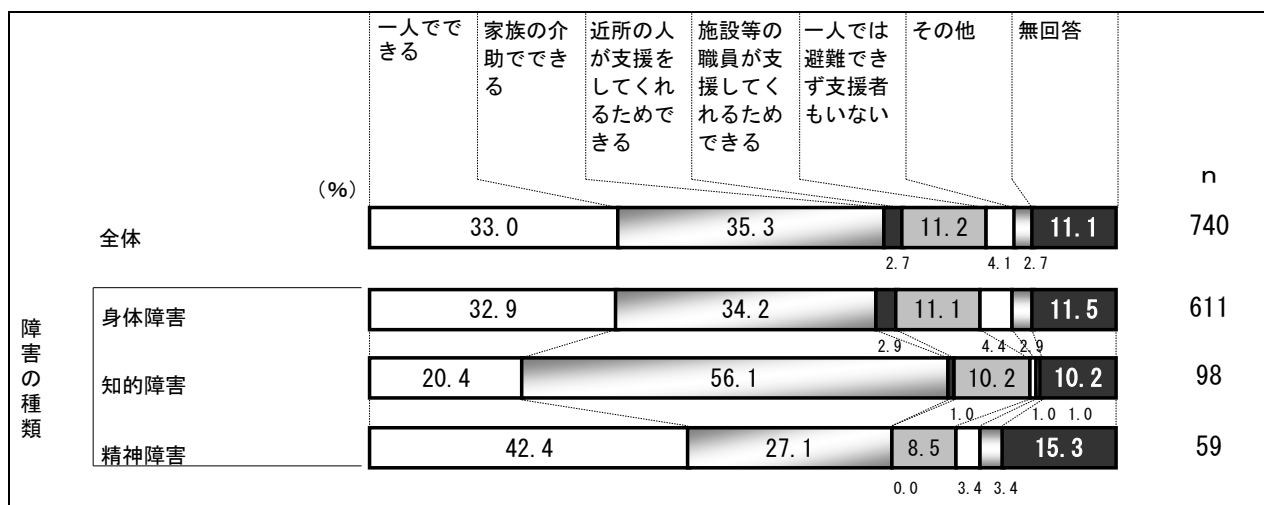
主要施策（2）防犯・防災対策の確立

【現状と課題】

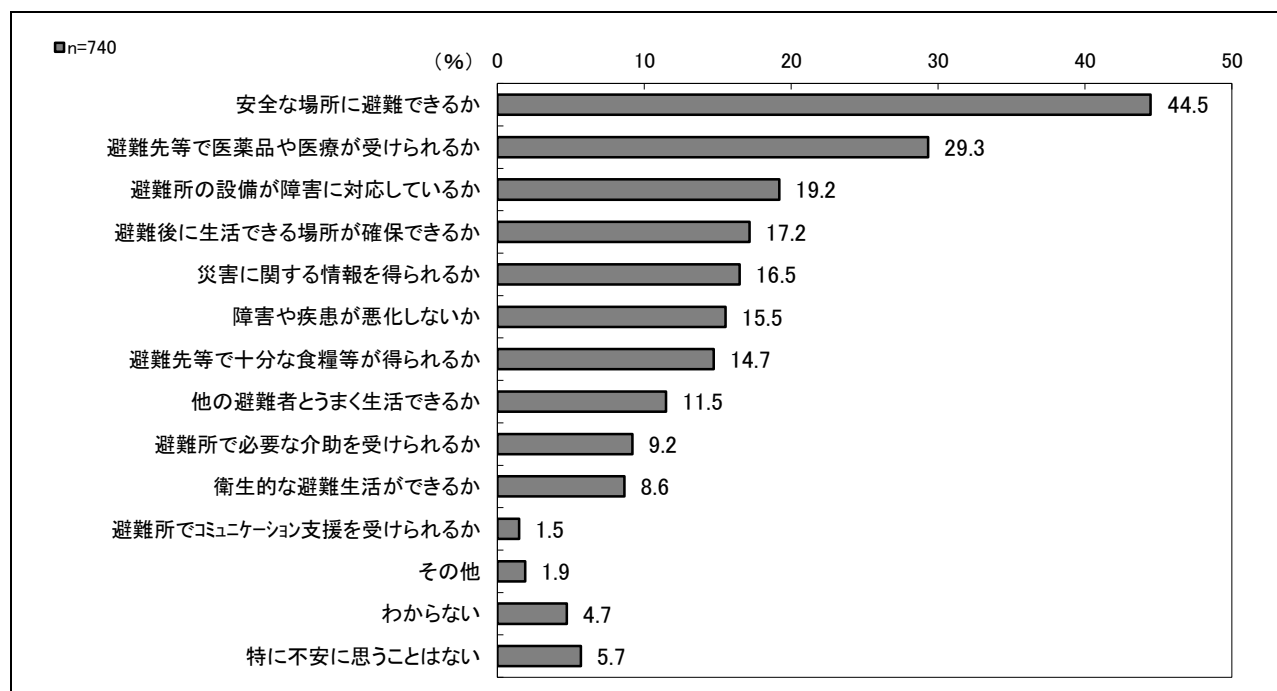
平成23年3月11日に起きた「東日本大震災」は、自然災害の脅威と同時に、災害時における住民同士の助け合いの大切さを再認識させるものでした。この地域においても、近い将来大規模な地震発生が予測され、また異常気象による豪雨などの被害が懸念されていることから、本市においても、これまで以上に充実した災害時の支援体制を構築することが求められます。

また、障害のある人が犯罪被害者となるケースもみられ、いざというときに障害のある人を地域全体で守る体制の強化が必要です。

アンケート調査によると、災害時に一人で避難できるかどうかについて、「一人で避難できる」と回答した人は、精神障害のある人では4割強を占めているものの、身体障害のある人で3割程度、知的障害のある人では2割程度となっています。



また、地震等の災害時に不安に思うことについても「安全な場所に避難できるか」が最も多く、次いで、「避難先等で医薬品や医療が受けられるか」が続き、以下、「避難所の設備が障害に対応しているか」、「避難後に生活できる場所が確保できるか」、「災害に関する情報を得られるか」、「障害や疾患が悪化しないか」などとなっており、避難行動や避難所における生活に関する不安が多くあげられています。



【複数回答】

障害者団体・ボランティア団体調査においても、災害時の対応について不安を感じている人が多く、移動手段の連絡網や速やかな移動方法等の検討、障害のある人に対する手順マニュアルの整備、車椅子、杖、酸素ボンベ、ストマ、おむつなどの備蓄の充実を求める意見のほか、地域防災計画の見直し時に、当事者の参画を望む声もあがっています。

市では「セーフティネットワーク事業」として、災害時における要配慮者の避難や支援を行う体制づくりを行うため、要配慮者の名簿を整備し、情報を地域の支援者等（社会福祉協議会、民生児童委員、区・自主防災組織等）に提供し、要配慮者が必要な支援を受けられる体制整備を進めています。ただし、個人情報保護の観点から、情報提供については、本人の同意を得る必要があり、同意を得られない者への支援をどうするかが課題です。

また、障害のある人が消費者被害にあったり、事故や犯罪に巻き込まれることも少なくありません。安心して地域生活が送れるよう、地域における日頃の防犯体制の強化も必要となります。

【施策の方向性】

要配慮者避難支援制度の普及や障害者の防災訓練などへの参加を促進するとともに、防災・避難情報の提供や避難所での健康管理、医療的ケアの継続など防災・災害時支援体制の再構築を進め、災害から障害のある人を守る体制強化を図ります。

また、警察等関係機関との緊密な連携のもと、交通事故防止や防犯に関する啓発活動の一層の推進に努めます。

【具体的な取組】

取組名	取組概要	担当課
防災		
防災意識の啓発	防災研修、防災訓練の機会を通じて、防災知識の普及・啓発に努めます。また、防災マップや各種パンフレットを活用して、防災意識の啓発を図ります。	総務課
防災計画の推進	要配慮者への適切な支援ができるよう、防災と福祉、保健、医療等の関係機関が連携して、地域防災計画の推進に努めます。	総務課
自主防災組織による避難対策	自主防災組織連絡協議会を核として、災害ボランティア組織、その他関係機関と連携し、地域防災力の向上を図るとともに、障害のある人の避難や救助、情報連絡体制の確立に努めます。	総務課
施設における防災体制づくりの推進	施設における防災対策の推進を図るとともに、施設が相互に支援できる体制づくりを推進します。	総務課
家具転倒防止器具等の設置推進	地震に備え、家具等の転倒による被害を防止するため、障害者、高齢者等に対し、転倒防止器具等の設置を推進します。	総務課
防犯		
地域における防犯推進体制の整備	防犯に配慮したまちづくりの研究に努めるとともに、自治会等の各種団体を中心に「地域の安全は地域で守る」という意識に立ち、防犯推進体制の整備に努めます。	総務課
犯罪情報・防犯情報の収集と提供	警察等関係機関との緊密な連携のもと、犯罪情報や防犯に関する情報を収集し、広報誌への掲載、メール配信、防災行政無線放送による効果的な情報提供に努めます。	総務課

取組名	取組概要	担当課
災害時・緊急時体制		
要配慮者支援制度の推進	災害時に自力で避難をすることが困難な高齢者や障害のある人（要配慮者）の情報を地域の支援者等（自治会、民生委員児童委員）に提供し、要配慮者が必要な支援を受けられる体制を推進します。	社会福祉課
緊急通報システムの推進	ひとり暮らしの重度身体障害者の緊急時における安全を確保するため、緊急通報システムの導入について検討をしていきます。	社会福祉課
障害者意思表示カード（SOSカード）の導入	災害時や緊急時に、障害のある人が支援を求めていることを意思表示し、障害特性に応じた支援を受けることができるよう、意思表示カード（SOSカード）を導入します。	社会福祉課
啓発・相談		
交通安全の呼びかけ	不慮の事故による障害発生を防止するため、交通事故防止に関する啓発活動を推進します。	総務課
消費生活トラブルに関する相談の充実	消費生活相談窓口において、契約に関わる被害の未然防止につながる情報提供の充実と消費生活相談を行い、消費生活トラブルの早期発見・早期対応に努めます。また、関係機関と連携し、悪徳商法被害未然防止の啓発や見守り活動を推進します。	総務課

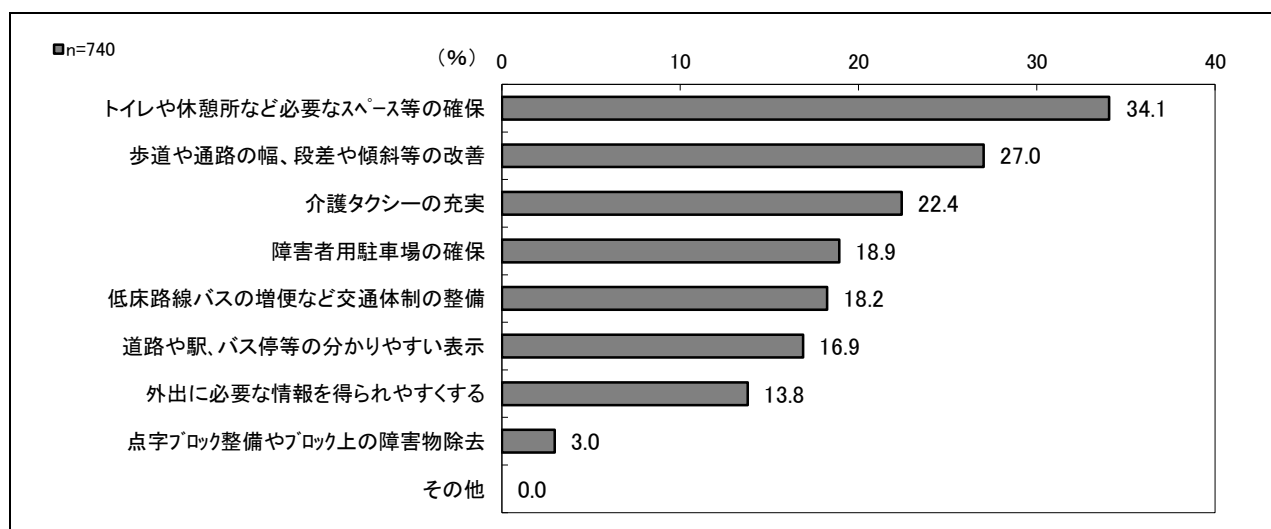
主要施策（3）外出や移動の支援

【現状と課題】

障害のある人が社会の様々な分野に積極的に参加していくためには、移動の自由を確保することが大切です。

アンケート調査によると、外出しやすくするためにはどうすればよいかについては、身体障害のある人では「トイレや休憩所など必要なスペース等の確保」が最も多く、次いで「歩道や通路の幅、段差や傾斜等の改善」などの順となっています。

また、地域自立支援協議会「子ども部会」アンケート調査からも、障害者用トイレの設置や、車椅子による移動時の障害物除去に対する要望が多く、障害のある人が自由に外出し、活動していくためには、段差の解消等を行い、都市環境の中にある様々な「物理的バリア（障壁）」を取り除き、移動上や施設の利用上の利便性・安全性を向上することが求められています。



【複数回答】

現在、本市では、外出の支援について同行援護や移動支援事業などを実施しており、行動範囲の拡大を図るための支援を推進しています。今後も、広く制度の周知を図るとともに、ニーズに対応できるよう施策への反映を図っていく必要があります。

【施策の方向性】

障害のある人が気軽に外出できるよう、利用者の声をもとに、外出や移動支援の充実に努めます。

また、市内を移動するための手段に関する情報提供にも努めます。

【具体的な取組】

取組名	取組概要	担当課
移動支援事業の推進	屋外での移動に困難がある障害のある人について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。	社会福祉課
行動援護、同行援護の推進	自己判断能力が制限されている人や重度の視覚障害者が行動するときの必要な支援、外出支援を提供する行動援護、同行援護の利用を推進します。	社会福祉課
自動車免許取得費、改造費の助成	自動車運転免許取得費、改造費の助成制度の周知に努め、利用を促進します。	社会福祉課
タクシー利用助成券の交付	対象となる障害者にタクシー利用助成券を交付し、移動交通手段の確保と障害者の社会参加の促進を図ります。	社会福祉課

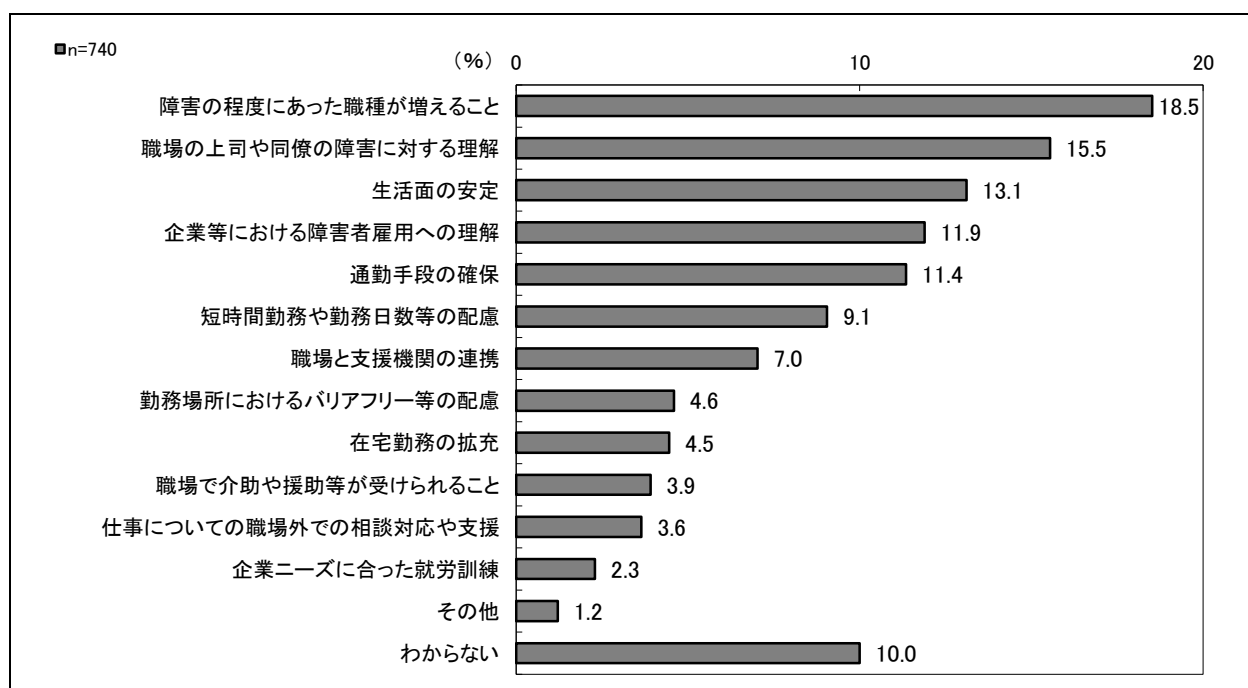
基本目標4 障害のある人の自立と社会参加の実現

主要施策（１）雇用・就労機会の拡大

【現状と課題】

障害のある人が主体的で豊かな生活を送るためには、就労を通じて精神的、経済的に自立していくことが大きな役割を果たしていきます。

アンケート調査によると、就労支援として必要だと思うことは、「障害の程度にあった職種が増えること」が最も多く、また、障害者団体・ボランティア団体調査においても、障害の程度に応じてできる作業を、自分なりのペースで行う場所を増やすことや、市や社会福祉協議会、企業、商業施設などに、職場確保と理解を強く進めていくことを望む声があがっています。



【複数回答】

市では、一般就労については、公共職業安定所、就労支援事業所、高齢・障害者雇用支援機構、障害者就業・生活支援センターや、高等技術専門校とも連携し、情報の共有及び、特別支援学校に向けて情報の発信を行うとともに、基幹相談支援センターの相談支援専門員等により、就労の場の確保を促進しています。

また、福祉就労については、ここ数年で、市内にもA型、B型事業所が増え、その職種も多様になってきたことから、障害のある人に合う職種の選択が可能

になってきました。

しかし、障害のある人の就労については、依然として雇用の場が限られていること、障害理解に基づく適切な支援体制が十分ではないことなどにより、働きたいという意向と能力があっても就労に結びついていないのが現状です。

【施策の方向性】

企業の経営者や従業員をはじめ、障害者雇用についての啓発活動等を充実し、民間企業等への就労機会や障害の特性に応じた多様な就労の場の確保など、雇用機会の拡大を図ります。

また、福祉施設の整備と仕事内容の充実、公的機関における雇用と発注の拡大なども検討し、市内における職場の確保を積極的に進めていきます。

【具体的な取組】

取組名	取組概要	担当課
公共職業安定所等との連携の推進	公共職業安定所、就労支援事業所、高齢・障害者雇用支援機構、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、情報の共有を図りながら、障害のある人の職場の拡大や雇用の継続を推進します。	社会福祉課
多様な就労の場の確保	一般就労が困難な障害のある人の働く場を確保するため、就労継続支援事業所など多様な就労の場の確保を促進します。	社会福祉課
職員への障害のある人の雇用推進	職域を拡大し、今後も障害のある人の職員としての雇用を推進します。	総務課
障害者就業・生活支援センターの活用	障害のある人の雇用、保健福祉、教育等の関係機関の拠点として、就業面及び生活面における一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターの活用を促進します。	社会福祉課
職場定着の促進	就労継続者との電話連絡や就労先訪問等による就労後の支援の充実を図ります。また、職業センター等との連携を図り、ジョブコーチ※等の活用により障害者の職場定着を促進します。	社会福祉課
障害者優先調達法の推進	障害者優先調達推進法に基づき、市の調達方針を作成し、障害者施設等からの物品等の調達について、積極的に推進します。また、市等が主催する行事等において、障害者就労施設等の物品販売の機会を確保するなど、障害者施設等に対する配慮をします。	社会福祉課

※ ジョブコーチ

障害者が一般の職場で働くことを実現するため、障害者ができることとできないことを事業所に伝達するなど、障害者と企業の双方を支援する就労支援の専門職のこと。

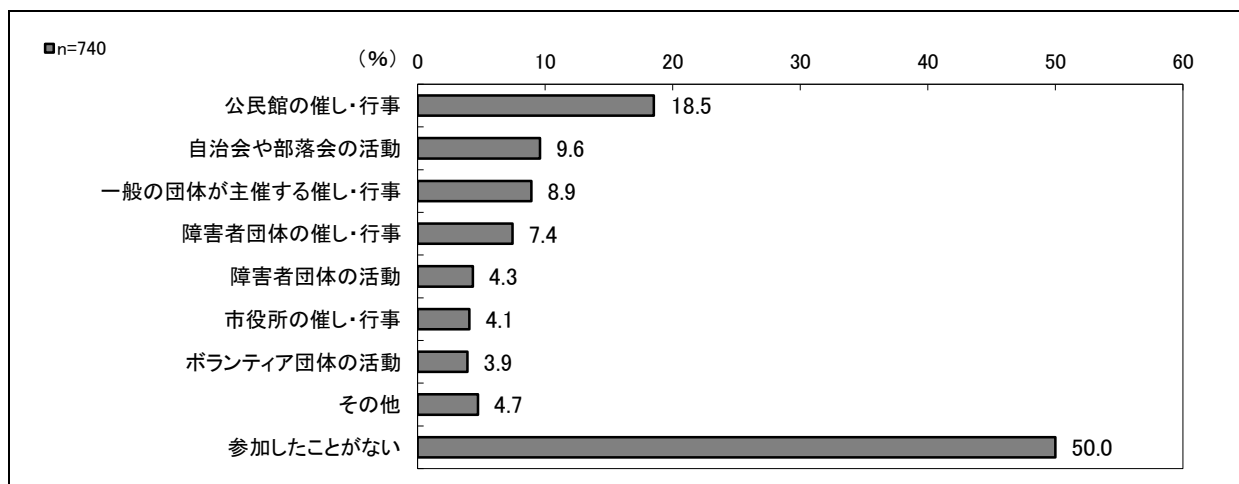
主要施策（２）社会教育の充実

【現状と課題】

社会教育は、地域において市民の学習活動を促進・援助するとともに、学習活動における交流や、学習を生かした活動の中で、まちづくりへもつながる大切なものです。障害のある人が、学校卒業後も、生涯を通して本人が関心を持っている様々な事柄について、学習できるような社会環境が求められています。

アンケート調査によると、障害のある人の地域の活動や行事への参加については、「参加したことがない」が最も多くなっています。障害のある人が、主体的に地域の活動へ参加できるよう、市民参加による障害者福祉を進めていくことが課題です。

また、障害者団体・ボランティア団体調査からも、他の団体、事業者等や行政との情報交換や意見交換の推進など協力体制の充実が求められています。



【複数回答】

市では、公民館などの社会教育施設で講座や学級などを実施していますが、今後は、講座内容の充実や開催条件などを工夫し、障害のある人が参加しやすい学習環境を整備していくことが課題です。

また、障害者差別解消法が平成28年4月1日に施行されることに伴い、同法に基づく対応要領を作成し、市職員への周知を図るとともに、研修の実施や意識のバリアフリーの働きかけを行い、障害や障害のある人に対する理解と意識を高めていく必要があります。

【施策の方向性】

障害のあるなしに関係なく学習の機会が得られるような生涯学習環境の整備が求められており、地域において生涯学習推進の基盤をつくるため、社会教育施策・事業の充実を図っていきます。

【具体的な取組】

取組名	取組概要	担当課
社会教育に関する講座・学級の充実	社会教育講座・学級を充実し、在宅障害者の参加を促進します。また、障害のある人への理解を深めるため、市民の講座・学級への参加を通じて交流の促進を図ります。加えて、地域におけるノーマライゼーションを更に推進するため、ボランティアの養成を図ります。	生涯学習課 社会福祉課
社会教育に携わる職員に対する研修の実施	障害のある人に対応できる事業を実施するに当たり、社会教育に携わる職員をはじめ、市職員を対象に、障害のある人を理解するための研修を開催し、事業の充実に努めます。	社会福祉課

主要施策（3）文化・スポーツの振興

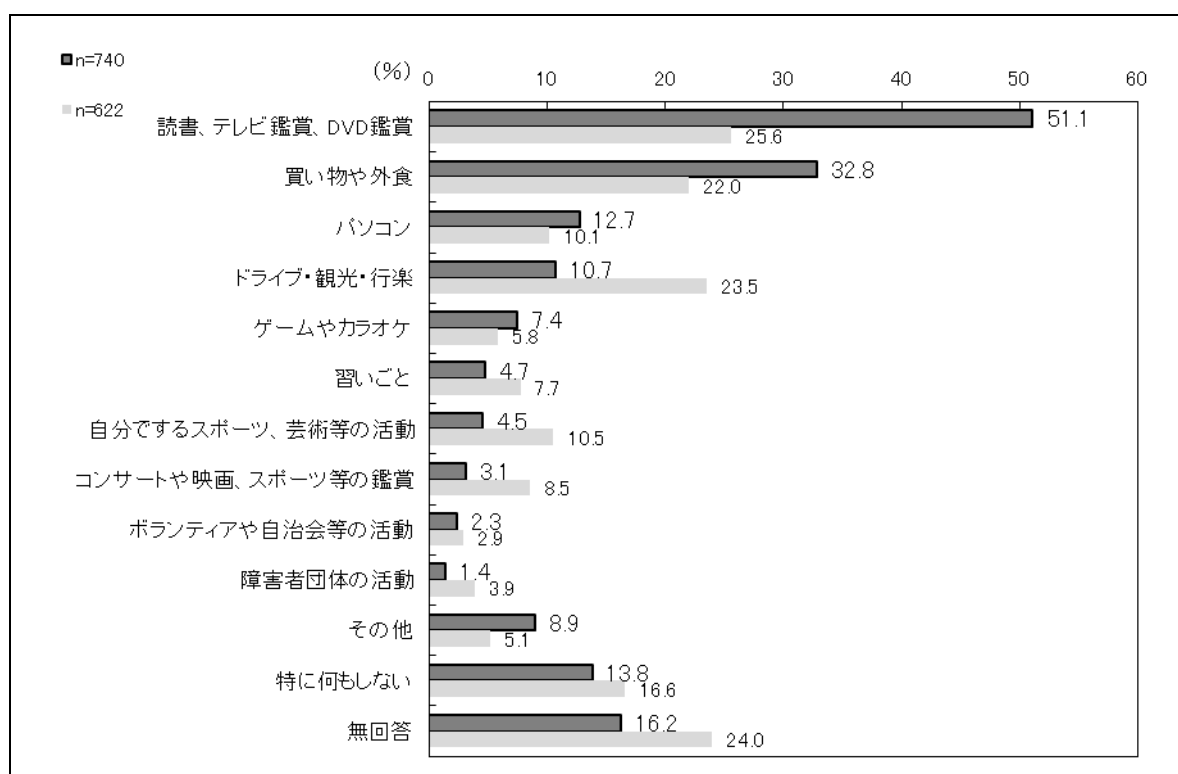
【現状と課題】

各種スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動を行うことは、生活の質を向上させる上で重要です。また、こうした社会活動は、障害のある人となない人との相互理解や連帯感を強めていくことにもつながります。

アンケート調査によると、「自分でするスポーツ、芸術等の活動」に関して、「自由な時間の活動内容（グラフ上段）」と「今後どんな活動をしたいか（グラフ下段）」について比較すると、「自由な時間の活動内容（グラフ上段）」については、4.5%だったのに対して、「今後どんな活動をしたいか（グラフ下段）」では10.5%と6ポイント上昇しており、「自分でするスポーツ、芸術等の活動」に対する関心は高いことがうかがえます。

また、障害者団体・ボランティア団体調査からも、障害のある人が参加可能な文化活動やスポーツ大会について、地域の人との交流を図りながら参加できる取組の必要性があげられています。

障害のある人が、主体的に地域の活動へ参加できるよう、住民参加による障害者福祉を進めていくことが課題です。



【複数回答】

第2部 第2章 施策の展開

現在、市では、スポーツ大会を開催するなど、障害のある人の文化・スポーツ活動を積極的に支援していますが、開催場所が限られていたり、参加者が固定していたりするなど、障害のある人もない人も一緒に参加したり、障害のある仲間と共に楽しむ機会は十分とは言えません。特に、スポーツ・レクリエーション活動に際しては、一人ひとりの健康状態や体力、障害の程度に合ったプログラムや専門的な指導者の確保も必要となっています。

【施策の方向性】

障害のある人が、様々なスポーツや文化活動に親しみながら参加できるような活動機会を図るとともに、スポーツ交流、文化芸術活動を通じた地域間交流を支援していきます。

【具体的な取組】

取組名	取組概要	担当課
各種障害者スポーツ大会への参加	市内の障害のある人に積極的に参加を呼びかけ、スポーツを通じて体力、気力の維持・増進並びに残存機能の向上を図るとともに、参加者の交流や社会参加を推進します。	社会福祉課 生涯学習課
文化活動の成果発表の場の拡大	障害者団体や施設利用者などの文化活動の成果発表の場の拡大を図るとともに、開催を支援します。	社会福祉課 生涯学習課
スポーツ交流の促進	市で開催する各種スポーツ事業に障害のある人が参加できるような環境整備を図り、障害のない人とのスポーツ交流を促進します。	社会福祉課 生涯学習課

基本目標5 障害のある子どもたちの成長支援

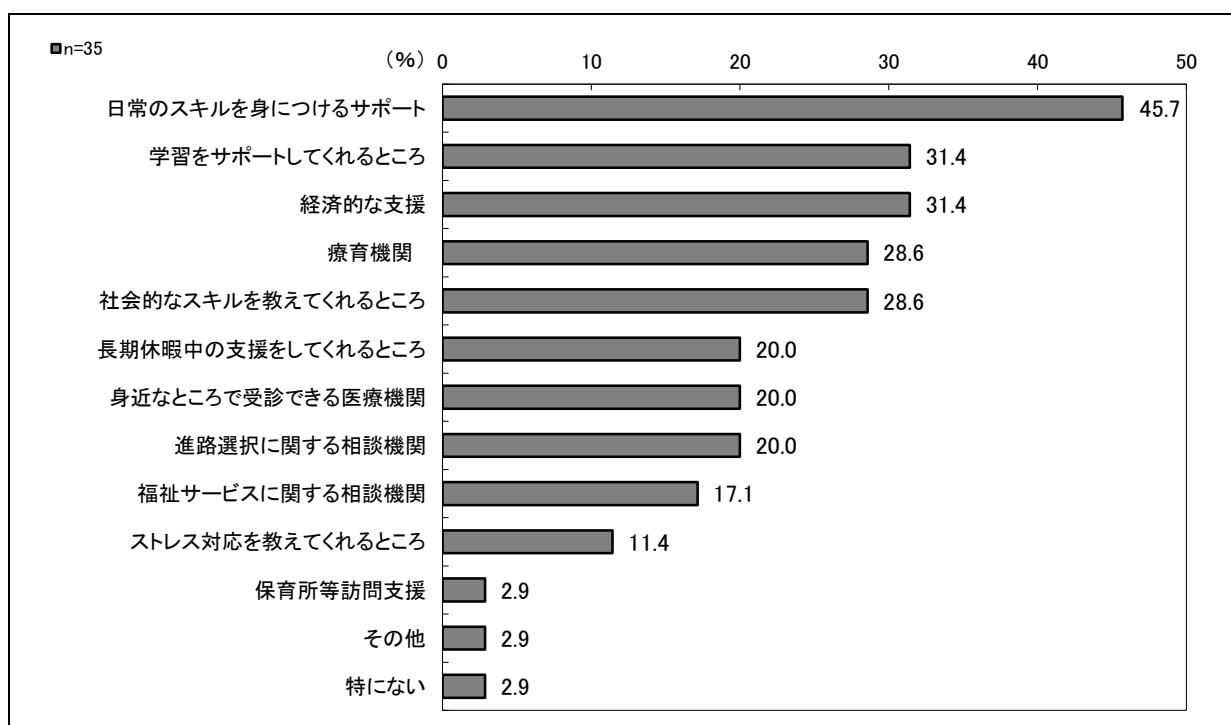
主要施策（１）早期発見・早期療育体制の充実

【現状と課題】

早期療育は、障害のある子どもの乳幼児期における成長を支援し、障害の軽減を図り、将来の生活において自立し、可能な限り能力を発揮できるようにしていくものです。

そのため、できる限り早い時期から子どもの障害に応じた療育を実施することが重要となります。特に、乳幼児期の障害については、発達の遅れか否かの判断など、医療機関をはじめとする関係機関との連携により、個人の特性に応じたきめ細やかな支援を継続的に行っていくことが必要です。

アンケート調査によると、本人や家族が求める療育・保育に関する支援については、「日常のスキルを身につけるサポート」が最も多く、次いで「学習をサポートしてくれるところ」・「経済的な支援」が並び、以下「療育機関」・「社会的なスキルを教えてくれるところ」などが続いており、幼児期における、より専門性の高いきめ細かな療育支援、相談支援体制の整備が課題となります。



【複数回答】

第2部 第2章 施策の展開

市内には、発達支援事業所がないため、市外の事業所を利用せざるを得ない状態であり、また、東温市の待機児童は数十名と推測され、施設の設置が急がれます。総合保健福祉センター建設事業の施設整備計画において、児童発達支援事業所の整備計画も検討していくとともに、民間誘致も視野に入れ、施設設置を促進する必要があります。

【施策の方向性】

保健・医療・福祉の密接な連携のもとに、障害の早期発見、相談、指導、通園・通所、さらに、教育へとといった流れがスムーズに行われるよう、地域における療育支援システムの充実を図っていきます。

【具体的な取組】

取組名	取組概要	担当課
早期発見		
乳幼児相談の充実	育児不安の解消及び母親同士の情報交換の場の提供により、乳幼児の健全な育成を図ります。	健康推進課
育児相談教室	1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査等で経過観察を要する児や育児不安の強い親に対して、小集団教室での関わりを通じて子どもの特性に応じたかわり方や言葉の発達についての相談を行い、乳幼児の健全な育成を図ります。	健康推進課
育ちの支援教室	子育て支援センターで行っている個別の教室で、保護者の方と一緒に子どもへの関わり方、発達について、共に考える場です。子育ての不安軽減を図るとともに、就学支援等を行います。	社会福祉課
こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児がいる全ての世帯を訪問し、家庭環境の把握や子育てに関する助言、適切なサービス情報等の提供を行い、育児不安の解消に努めます。	社会福祉課
養育支援訪問事業	養育困難な家庭等に対し、家庭訪問を行い、状況の把握と適切な支援を行います。	社会福祉課
乳幼児健康診査の充実	3～4か月児、9～11か月児、1歳6か月児、3歳児に対して健康診査を行い、乳幼児の健全な育成を図ります。	健康推進課
未熟児訪問指導	身体の発達が未熟なまま出生した乳児（未熟児）に対し、保健師が訪問して育児支援を行います。	健康推進課

取組名	取組概要	担当課
早期療育		
保育所、幼稚園等への訪問支援の推進	児童福祉法に基づく「保育所等訪問支援事業」をはじめ、障害児の通う保育所、幼稚園などへの専門支援スタッフの訪問支援を推進します。	社会福祉課
統合保育の充実	障害のある子どもの発達を支援するため、集団保育が必要とされる子どもを保育所、幼稚園に積極的に受け入れます。	社会福祉課 学校教育課
障害児通所支援の充実	身近な地域で、どの障害にも対応できるよう支援体制の充実を図るとともに、障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図ります。また、身近な地域で支援が受けられるよう市内に障害児通所施設の設置を促進します。	社会福祉課
保育士研修の実施	保育士の資質の向上を図るために、市内の保育所、幼稚園の職員を対象に、統合保育に関連した研修会等を実施します。また、保育所、幼稚園においては、学習会等を行ってより良い保育を目指します。	社会福祉課 学校教育課
障害児教育相談・就学支援の推進	発育や発達に不安のある幼児や児童・生徒の保護者を対象に、養育や教育の在り方についての相談を実施するとともに、適切な就学支援を行います。実施に当たっては、各関係機関と情報交換をより一層密にし、連携を図りながら実施します。	学校教育課
特別支援巡回相談事業	市内の幼稚園・保育所等に通う子どもたちの健やかな成長を支えるために、巡回相談員が各幼稚園・保育所（園）をまわり、実際に子どもたちと関わりながら、保護者や教職員の困り事・心配事を一緒に考え解決します。巡回相談員が各幼稚園・小学校・中学校を巡回し、教員への指導助言、保護者の啓発・相談を行います。	学校教育課

主要施策（２）インクルーシブ教育システム構築の推進

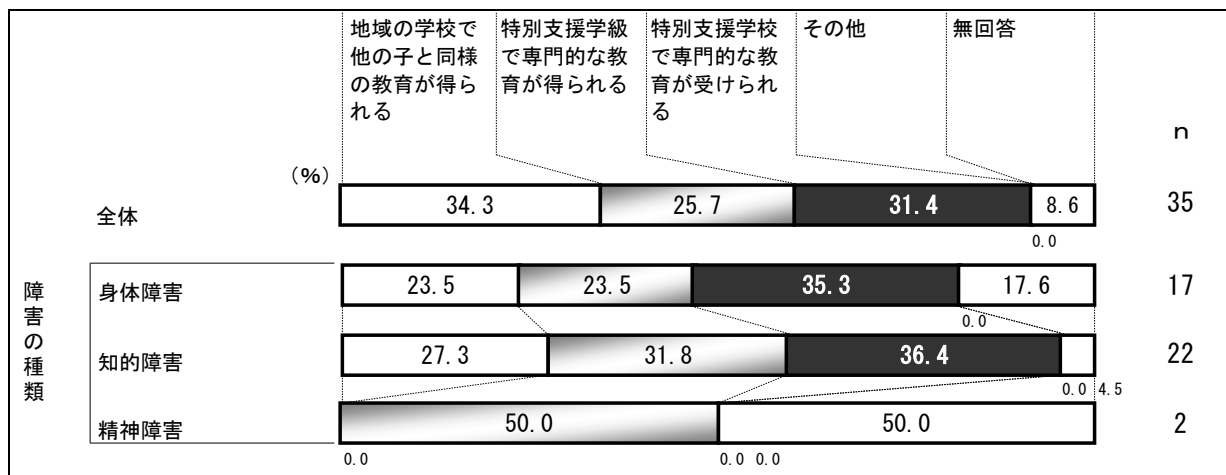
【現状と課題】

全ての子どもは、その特性に応じて、適切で、きめ細かな教育を受ける権利を持っています。

教育分野においては、障害者権利条約に盛り込まれたインクルーシブ教育システムの構築を推進し、共生社会の形成に向け、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児、児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが求められています。

また、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要となります。

アンケート調査によると、望ましい就学環境については、「地域の学校で他の子と同様の教育が得られる」、「特別支援学級で専門的な教育が得られる」、「特別支援学校で専門的な教育が受けられる」の間で大きな差はなく、一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学環境が求められています。



市では、障害種ごとの特別支援学級を設置するとともに、子ども一人ひとりの障害の程度に応じて、個別の学習支援を行っています。

また、専門の教員が通級による個別の指導を行っていますが、通級指導教室在籍者数が増加傾向にあるため、一人ひとりに対する十分な指導時間を確保することが課題です。

【施策の方向性】

誰もが共に学び合う環境をつくることを基本に、障害のある子どもたちの発達を最大限にするための教育システムについて検討し、全ての子どもたちの豊かな人格形成のための学校教育の充実に努めます。

また、本人・保護者の意見を尊重した就学先の決定、教材の工夫などの取組を行うとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育が行われるよう、教職員の一層の資質向上を図り、特別支援学級や通級指導教室での指導の充実に努めます。

【具体的な取組】

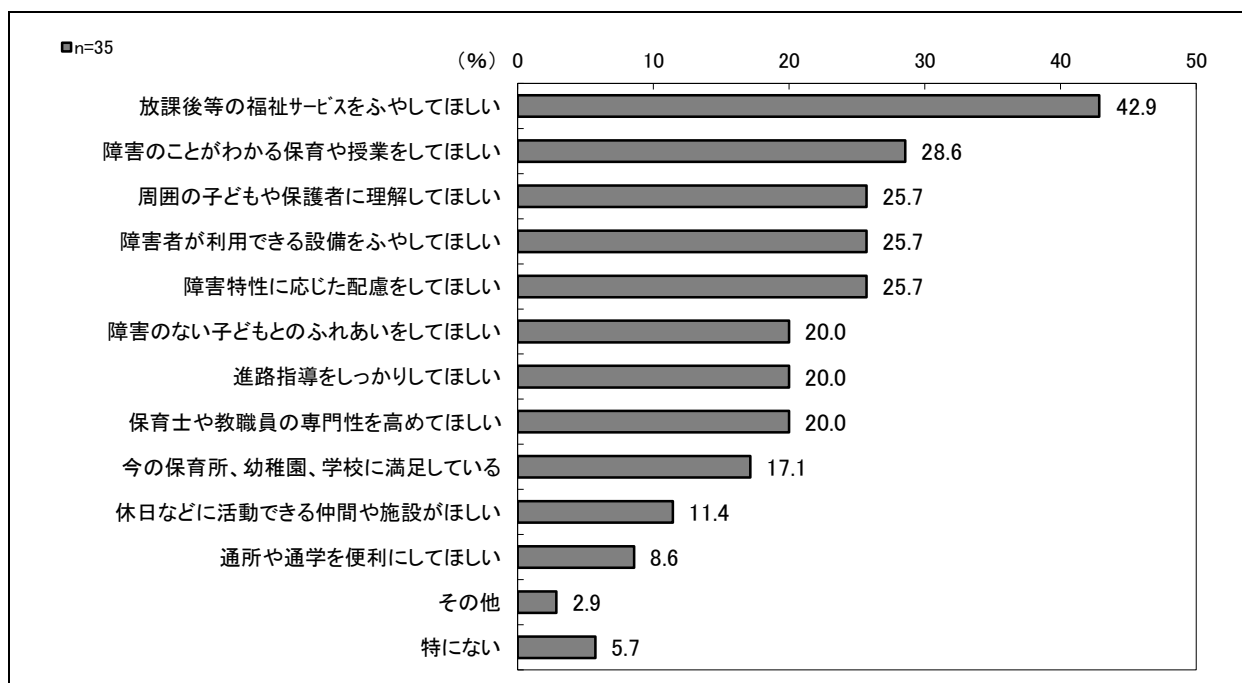
取組名	取組概要	担当課
特別支援学級の充実	特別支援学級に在籍する児童・生徒の障害の程度や特性を考慮し、各学校の特色を生かした教育課程を編成するとともに、教育内容や方法を更に工夫・改善して、児童・生徒一人ひとりに応じた教育の推進に努めます。	学校教育課
設備の充実と教育機器の導入	特別支援学級、通級指導教室には、障害の種類や程度に応じた教育機器、訓練機器等の導入を行い、教育効果を高めます。	学校教育課
在学中の就学相談の充実	教育上特別な措置を必要とする障害のある子どもに対し、系統的に適切な就学相談の充実に努めます。	学校教育課
特別支援教育研修の実施	小・中学校の教職員に対する特別支援教育の理解と認識を一層深めるため、研修の実施に努めます。	学校教育課
通級による指導の充実	通常の学級に在籍する難聴・言語障害等や発達障害・情緒障害の児童・生徒を対象に、通級による指導を通し、個別の指導を行うことに努めます。	学校教育課
生活支援員配置事業	幼稚園、小・中学校に在籍する発達障害を含む障害のある子どもたちを適切に支援するため、生活支援員を配置し、食事、教室移動の補助といった日常生活上の介助や、LD（学習障害）の児童・生徒に対する学習支援、ADHD（注意欠陥・多動性障害）の幼児・児童・生徒に対する安全確保などの学習活動上のサポートを行います。	学校教育課

主要施策（３）子育て支援の充実

【現状と課題】

障害のある子どもたちの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活ができるよう、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

アンケート調査によると、保育や教育について必要なことについては、「放課後等の福祉サービスをふやしてほしい」が他を引き離して最も多く、放課後等デイサービスのニーズが高いことがうかがえます。



【複数回答】

本市の放課後等デイサービスの実利用人数は約45人で、第3期障害福祉計画のサービス見込量を3倍も上回っており、また、利用人数は年々増加し続けているにもかかわらず、市内及び近隣市町に受入可能な事業所が少なく、今後利用者が必要とするサービス量を提供できる体制を整備していくことが課題です。

なお、地域自立支援協議会「子ども部会」アンケート調査においては、市及び県の福祉サービスを利用したことがないという回答が半数以上を占める結果となっており、体制の整備と併せて福祉サービスの広報の充実を図る必要があります。

【施策の方向性】

利用ニーズの高い放課後等デイサービスについては、今後も利用者が必要とするサービス量が支給できるよう、施策の推進を行うことと併せて、サービス提供事業所の確保についても、民間事業所による施設整備への支援を行うなど、推進を図ります。

また、放課後児童健全育成事業については、平成27年4月の児童福祉法改正により、利用対象が6年生までに拡充されることに伴い各施設の整備を進め、平成28年度からの受入開始を予定しています。さらに、指導員の確保も重要であるため、雇用形態、勤務体制についても検討していきます。

【具体的な取組】

取組名	取組概要	担当課
放課後等デイサービスの推進	児童福祉法に基づき平成 24 年度から実施されている「放課後等デイサービス」を活用し、就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や地域交流の機会を提供することにより、学校と連携して障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。	社会福祉課
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により、昼間家庭において児童を監護することができない世帯の児童を、児童クラブで預かり、適切な遊びと生活の場を提供します。また、障害児の受入れを推進するため、受入体制の整備や受入研修を実施します。	社会福祉課
障害児居宅支援の推進	在宅の障害児が在宅の障害福祉サービスを受けたときに、その費用の一部を負担します。	社会福祉課
特別児童扶養手当の支給	身体又は精神に障害のある児童（20 歳未満）を監護又は養育している方を対象に、特別児童扶養手当を支給します。	社会福祉課
特別支援教育児童・生徒の就学補助の実施	特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学校必要経費の一定額の援助を行います。	学校教育課
障害児タイムケア事業	障害のある児童の下校後及び長期休暇中に活動する場を確保するとともに、障害児を持つ親の就労支援及び障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業を実施します。	社会福祉課

第3部

障害福祉計画

第1章 計画の方向性と目標

1 計画の方向性

第4期東温市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障害福祉サービス等の確保に関する計画となります。

障害者基本法における基本的理念、並びに東温市障害者基本計画における基本理念である「自立と共生のまちづくりをめざして」を踏まえ、この計画においては次の3項目を基本的な方向性として掲げ、その推進を図ります。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

「障害のある人もない人も、共に普通に暮らせる地域をつくる」という考え方のもとに、障害の種別や程度を問わず、障害のある人が自分の住みたい場所に住み、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加が実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援（判断の根拠となる情報や考え方の提供、意思決定の表明への支援）に配慮します。

(2) 市を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害に関わる制度の一元化への対応として、障害のある人がその種別にかかわらず、必要な障害福祉サービスを利用することができるよう、サービスの提供基盤の充実を図ります。

(3) 入所施設等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立と社会参加を支援する観点から、入院や入所からの地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を進めます。

これらの方向性を踏まえ、国の「基本指針」に即して今次の計画期間（平成27～29年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めます。

2 平成29年度の数値目標

障害福祉計画において必要なサービス量を見込むに当たっては、障害者の自立支援の観点から「地域生活移行」や「就労支援」などの課題に重点的に対応するため、次の事項について平成29年度の数値目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて、平成29年度末までに地域生活に移行する者の数値目標を設定します。

また、平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを基本として、平成29年度末時点における施設入所者数の数値目標を設定します。

なお、設定に当たっては、児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定します。

【数値目標】

事 項	人 数	備 考
平成 25 年度末時点の施設入所者数（A）	57 人	○平成 25 年度末（3 月 31 日）の施設入所者数
平成 29 年度入所者数（B）	54 人	○平成 29 年度末時点の利用人員
【目標値】削減見込（A－B）	3 人 (5.3%)	○差引減少見込数
【目標値】地域生活移行者数	7 人	○施設入所からグループホーム等へ移行する者の数

（２）地域生活支援拠点等の整備

【国の基本指針】

障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、平成29年度末までに各市町又は各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備します。

【数値目標】

事 項	人 数	備 考
平成 29 年度末の地域生活支援拠点数	〇か所	〇平成 29 年度末までに整備する地域生活支援拠点の数

※本市においては、市を取り巻く地域の状況を鑑みて、拠点を設けず、地域において機能を分担する「面的整備」を考えていくものとします。

（３）福祉施設利用者の一般就労への移行

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。目標の設定に当たっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

【数値目標】

事 項	人 数	備 考
平成 24 年度の一般就労移行者数	〇人	〇平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】一般就労移行者数	2人	〇平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

(4) 就労移行支援事業の利用者数

【国の基本指針】

平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成29年度末には6割以上増加することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

【数値目標】

事 項	人 数	備 考
平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数	8 人	○平成 25 年度末における就労移行支援事業の利用者数
【目標値】 就労移行支援事業の利用者数	13 人 (162.5%)	○平成 29 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

(5) 就労移行支援事業の利用者数

【国の基本指針】

平成29年度末において、就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

【数値目標】

事 項	人 数	備 考
平成 29 年度において就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数 (A)	1 か所	○平成 29 年度において 4 月 1 日現在の利用者のうち、当該年度中に 3 割以上が一般就労へ移行した事業所の数
平成 29 年 4 月 1 日現在の就労移行支援事業所数 (B)	2 か所	○平成 29 年 4 月 1 日時点の就労移行支援事業所数
【目標値】 就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合 (A) / (B)	50.0%	○平成 29 年度に就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合

第2章 障害福祉サービスの整備

1 障害福祉サービスの利用動向

(1) 訪問系サービス

居宅介護は、利用人数の増加が見られる一方、利用時間の大きな増加は見られません。

また、平成23年10月1日からの制度施行により、重度の視覚障害者の移動支援事業が同行援護サービスに移行したことに伴い、同行援護の利用時間が増加しています。また、重度訪問介護の利用者も増加しています。

【サービス利用状況】

サービス名	単位	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
居宅介護 同行援護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間/月	実績値	1,107	1,211	1,248
		計画値	1,140	1,179	1,218
		達成率	97.1%	102.7%	102.5%
	人/月	実績値	75	86	83
		計画値	58	62	66
		達成率	129.3%	138.7%	125.8%

(2) 日中活動系サービス

① 施設による日中活動サービス

療養介護の利用者は、ほぼ固定化されている一方、生活介護は、年々利用者が増加し、利用者1人の月当たり利用日数も18日前後となっています。

短期入所（福祉型、医療型）の利用者数は、計画値を大きく上回って推移しており、利用日数についても平成26年度は大幅な増加が見られます。

【サービス利用状況】

サービス名	単位	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
療養介護	人/月	実績値	9	8	8
		計画値	7	7	7
		達成率	128.6%	114.3%	114.3%
生活介護	人日/月	実績値	2,061	2,316	2,453
		計画値	1,628	1,800	1,943
		達成率	123.7%	126.0%	122.9%
	人/月	実績値	115	126	129
		計画値	93	100	105
		達成率	123.7%	126.0%	122.9%
短期入所 (福祉型、医療型)	人日/月	実績値	55	79	128
		計画値	70	75	80
		達成率	78.6%	105.3%	160.0%
	人/月	実績値	39	50	42
		計画値	14	15	16
		達成率	278.6%	333.3%	262.5%

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立訓練（機能訓練・生活訓練）に関しては、機能訓練では平成24年度に利用日数の増加が見られましたが、平成25年度は再び大幅に減少し、平成26年度は実績がありません。

また、生活訓練は、平成25年度に利用日数の増加が見られるも、全体的に大きな変化は見られない状況です。

【サービス利用状況】

サービス名	単位	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	実績値	40	19	0
		計画値	20	25	30
		達成率	200.0%	76.0%	0.0%
	人/月	実績値	3	2	0
		計画値	4	5	6
		達成率	75.5%	40.0%	0.0%

サービス名	単位	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	実績値	22	33	23
		計画値	10	10	10
		達成率	220.0%	330.0%	230.0%
	人/月	実績値	6	6	5
		計画値	2	2	2
		達成率	300.0%	300.0%	250.0%

③ 就労支援（就労移行支援・就労継続支援）

就労移行支援はいずれの年度についても、見込みを下回る実績となっている一方、就労継続支援については、A型、B型のいずれも増加傾向で推移しています。

【サービス利用状況】

サービス名	単位	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
就労移行支援	人日/月	実績値	189	135	136
		計画値	224	272	320
		達成率	84.4%	49.6%	42.5%
	人/月	実績値	15	15	11
		計画値	14	17	20
		達成率	107.1%	88.2%	55.0%
就労継続支援 (A型)	人日/月	実績値	523	642	782
		計画値	352	416	480
		達成率	148.6%	154.3%	162.9%
	人/月	実績値	38	45	46
		計画値	22	26	30
		達成率	172.7%	173.1%	153.3%
就労継続支援 (B型)	人日/月	実績値	1,001	1,227	1,310
		計画値	901	952	1,020
		達成率	111.1%	128.9%	128.4%
	人/月	実績値	74	84	85
		計画値	53	56	60
		達成率	139.6%	150.0%	141.7%

(3) 居住系サービス

共同生活援助（旧ケアホーム、旧グループホーム）は、やや増加傾向の利用実績となっている一方、施設入所支援は平成24年度以降、利用者数はほぼ横ばいとなっています。

【サービス利用状況】

サービス名	単位	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
共同生活援助 (旧ケアホーム、 旧グループホーム)	人/月	実績値	18	18	27
		計画値	16	18	20
		達成率	112.5%	100.0%	135.0%
施設入所支援	人/月	実績値	59	59	58
		計画値	47	44	41
		達成率	125.5%	134.1%	141.5%

(4) 相談支援

指定相談支援は、平成24年4月に施行された障害者自立支援法の改正により、平成27年度からは障害福祉サービスに係る申請があった全ての事例においてサービス等利用計画案等の提出が必要となり件数が増加しています。

また、地域相談支援に関しては、地域移行支援、地域定着支援のいずれも年間0～2人の間で推移しています。

【サービス利用状況】

サービス名	単位	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
計画相談支援	人/月	実績値	20	34	45
		計画値	16	30	45
		達成率	125.0%	113.3%	100.0%
地域相談支援 (地域移行支援)	人/月	実績値	0	2	1
		計画値	1	1	2
		達成率	0.0%	200.0%	50.0%
地域相談支援 (地域定着支援)	人/月	実績値	2	0	1
		計画値	1	1	2
		達成率	200.0%	0.0%	50.0%

(5) 障害児支援

障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）については、平成25年度から、放課後等デイサービスの利用者が大幅に増加しています。

また、第3期計画で計画値を設定していなかった障害児相談支援は、平成25年度以降、順調に増加しています。

【サービス利用状況】

サービス名	単位	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 医療型児童発達支援	人日/月	実績値	230	450	437
		計画値	160	180	204
		達成率	143.8%	250.0%	214.2%
	人/月	実績値	37	71	75
		計画値	40	45	51
		達成率	92.5%	157.8%	147.1%
障害児相談支援	人/月	実績値	0	1	10
		計画値	—	—	—
		達成率	—	—	—

2 サービスの見込量

第3期障害福祉計画（平成24年度から平成26年度）の利用実績の推移を踏まえるとともに、福祉施設の入所者及び入院中の精神障害者の地域生活移行数、福祉施設からの一般就労者数等を総合的に勘案して、第4期障害福祉計画における障害福祉サービスの見込量を定めました。

（1）訪問系サービス

在宅での生活を継続していけるよう、利用者や事業者への情報提供を進め、訪問系サービスの適切な提供を図ります。

【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	知的障害や精神障害により自己判断能力に制限を受けている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。

【サービス見込量】

平成26年度までの各サービス利用実績等をもとに、次のとおり見込みます。

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護 同行援護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間/月	1,250	1,290	1,330
	人/月	70	75	80

【見込量確保のための方策】

- 今後利用者数の増加が見込まれることから、サービス提供体制に関しては、社会福祉協議会、福祉施設や事業所等と連携を図り、多様な訪問系サービスの実施主体の確保に努めます。特に、精神障害者や重度障害者に対するサービス提供事業所が少ないため、介護保険サービスのみの提供事業所の障害福祉分野への参入促進を働きかけ、サービス提供体制の拡充に努めます。
- 同行援護及び行動援護については、介助者に資格が必要であるため、資格取得のための従事者養成研修など各種研修会への参加及び専門的人材の確保に努めるよう働きかけていきます。
- 相談支援事業者のさらなる周知を図るとともに、相談支援事業者の活用を促進し、サービス利用の希望者へ、必要な支援の度合いに応じた必要な訪問系サービスの提供を図ります。
- 地域住民に対する障害理解の普及促進を図り、地域住民による新たな介護力の創出を目指します。

(2) 日中活動系サービス

日中活動のサービスには、一般企業への就業を希望したり、一般就労以外の様々な活動や生産活動を希望したり、生活能力の維持・向上を図るための訓練をしたりなど、一人ひとりの目標に合わせて様々なものがあります。特別支援学校を卒業した方や、入所施設や精神科病院から地域生活に移行した方、また、居宅に引きこもりがちの方などが社会参加していくため、利用者の生活の支援に必要なサービスの種類、量を全体的な視点で検討し、日中活動系サービスの整備を推進していきます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
短期入所(福祉型、医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間(夜間を含む)、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

第3部 第2章 障害福祉サービスの整備

サービス名	内容
自立訓練（機能訓練）	対象:身体障害者 身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の各関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	対象:知的障害者・精神障害者 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の各関係機関との連携調整等の支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型、雇用契約を結ばないB型があります。

【サービス見込量】

平成26年度までの各サービス利用実績等をもとに、障害者のニーズや地域生活への移行利用等を勘案し、次のとおり見込みます。

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
療養介護	人/月	8	8	8
生活介護	人日/月	2,430	2,556	2,664
	人/月	135	142	148
短期入所（福祉型）	人日/月	81	86	92
	人/月	20	22	24
短期入所（医療型）	人日/月	4	5	5
	人/月	1	1	1
自立訓練（機能訓練）	人日/月	20	20	20
	人/月	2	2	2
自立訓練（生活訓練）	人日/月	25	25	25
	人/月	6	6	6
就労移行支援	人日/月	130	135	140
	人/月	10	12	13
就労継続支援（A型）	人日/月	799	816	833
	人/月	47	48	49
就労継続支援（B型）	人日/月	1,376	1,392	1,408
	人/月	86	87	88

【見込量確保のための方策】

- 社会福祉協議会、福祉施設や事業所等と連携を強化し、日中活動系サービスの実施主体の確保に努めます。
- 市内にもA型、B型事業所が増え、その職種も多様になってきたことから、障害のある人に合う職種の選択が可能になってきており、引き続き、民間企業や就労継続支援事業所など、障害の特性や個々の性質に応じた多様な就労の場の確保を促進するとともに、県、周辺市町との連携を図りながら精神障害者の地域移行及び就労移行に努めます。
- 利用者のニーズを把握してサービス量の推進を図るとともに、緊急時の利用や医療援助等のニーズに対応したサービス提供が行えるよう努めます。
- 日中活動系サービスの一部は、利用期限が定められているものもあるため、サービス提供事業者を受給者証確認の徹底の指導を行うとともに、期限前に案内を送付するなど、途切れることなく支援ができるような体制の構築に努めます。
- 引き続き、県、公共職業安定所、就労支援事業所、高齢・障害者雇用支援機構、障害者就業・生活支援センター、高等技術専門校等の関係機関と連携し、情報の共有を図りながら、障害のある人の職場の拡大や雇用の継続を推進します。

(3) 居住系サービス

地域での自立を支援するため、日中活動の場を確保するとともに、地域生活への移行の点から、住まいの確保が重要になってきます。各種助成制度を活用した整備や賃貸住宅の活用を図り、グループホームの設立を推進します。

なお、共同生活援助（グループホーム）については、これまで共同生活援助（グループホーム）と共同生活介護（ケアホーム）に分類されていましたが、平成26年4月1日から、ケアホームのグループホームへの一元化が図られています。

【サービスの概要】

サービス名	内容
共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、食事・入浴・排せつなどの介護や家事などの日常生活上の支援、日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所などの関係機関との連絡・調整などを行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込量】

共同生活援助については、施設の入所者及び入院中の精神障害者の地域生活移行を勘案して、次のとおり見込みます。

施設入所支援については、過去の実績を踏まえた上で、新規利用者とともに、共同生活援助等へ移行する人の数等を考慮して次のとおり見込みます。

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	25	28	32
施設入所支援	人/月	56	55	54

【見込量確保のための方策】

- 居住系サービスの施設整備は、グループホームを必要としている障害のある人を把握し、県及び周辺市町と協議のうえ、地域移行との兼ね合いを勘案しながら、今後も推進・調整していきます。
- 市内あるいは近隣市町で活動するNPO法人や社会福祉法人等の動向の把握に努め、市内におけるグループホーム等の設置を、継続的に働きかけていきます。

(4) 相談支援

障害のある人が地域で安心して自立した生活を送る上で相談支援体制の構築は不可欠であることから、適切なサービスの利用に向けた定期的な計画相談を行う体制づくりを推進していきます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
計画相談支援	障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するために、サービス等利用計画を作成するとともに、支給決定後、モニタリングやサービス事業者等との連絡調整、計画の見直し等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所、又は精神病院に入院している障害者に対し、住居の確保、その他地域における生活に移行する相談、その他の支援を行います。
地域定着支援	居宅で単身等の状況で生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等の場合、必要な支援を行います。

【サービス見込量】

全ての障害福祉サービス又は地域相談支援の利用者については、「サービス等利用計画」を作成することとなり、ニーズの増大が見込まれます。

地域移行支援・地域定着支援については、障害者支援施設入所者数や精神科病院入院者数等をもとに、次のとおり見込みます。

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	人/月	45	50	55
地域移行支援	人/月	2	2	2
地域定着支援	人/月	1	1	1

【見込量確保のための方策】

- 対象者の拡大により利用量の大幅な増加が見込まれることから、多くの事業者が計画相談支援等を行えるよう、県等と連携しながら相談支援専門員の育成に努め、事業者の参入を促進します。
- 地域移行支援・地域定着支援については、今まで以上に障害のある人の生活に密着したものとなり、障害に関する知識はもちろん、社会的・経済的な知識も必要になる事例が発生することも想定されるため、相談支援の普及・啓発を図るとともに、近隣市町や民間事業者などの関係機関との連携を十分に行い、相談支援体制の連携強化に努めます。
- 医療機関からの退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行できるよう支援します。

(5) 障害児支援

障害児支援は、障害を持った子どもたちの健やかな育ちを保障し、当たり前の地域生活とその継続を支援するために必要なサービスです。子ども・子育て支援事業計画等との整合性を図り、障害児とその保護者（家族）のニーズに応じた十分なサービス量を確保する取組を進めていきます。

【サービスの概要】

サービス名	概要
児童発達支援	療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適應することができるよう、療育目標を設定した個別プログラムのもとに、指導員等が個別指導を一定時間以上行うとともに、集団療育を行うサービスです。

サービス名	概要
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対し、放課後や長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行います。
障害児相談支援	障害児の通所サービスの利用に関する援助を行い、「障害児支援計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。

【サービス見込量】

平成27年度以降の見込量については、平成26年度までの障害児デイサービス利用実績、通園施設利用状況、障害児相談支援実施状況等をもとに、次のとおり見込みます。

サービス名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	人日/月	230	270	320
	人/月	23	27	32
放課後等デイサービス	人日/月	295	339	390
	人/月	51	57	64
保育所等訪問支援	人日/月	2	2	2
	人/月	1	1	1
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
障害児相談支援	人/月	10	10	10

【見込量確保のための方策】

- 障害児通所施設等との連携体制を維持し、児童発達支援、放課後等デイサービスの提供体制を確保します。また、子育て支援に係る施策として、子ども・子育て支援法に基づく子育て支援施策及び母子保健施策との連携を図ります。
- 地域で生活する障害児に必要な療育や福祉サービスが円滑に提供されるよう、障害児通所サービスの利用時等に相談支援を取り入れて、個々の状況やニーズに応じた関係機関の紹介等を行っていきます。

第3章 地域生活支援事業の整備

1 地域生活支援事業の実施状況

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

第3期計画における計画及び実績はありません。

【事業実施状況】

事業名	単位	区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実績値	—	—	—
		計画値	—	—	—

② 自発的活動支援事業

第3期計画における計画及び実績はありません。

【事業実施状況】

事業名	単位	区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
自発的活動支援事業	実施の有無	実績値	—	—	—
		計画値	—	—	—

③ 相談支援事業

相談支援事業に関しては、地域の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを平成25年度に設置し、センターの存在を周知することにより、相談支援件数が急増し、また、相談内容もより深くなるなど、相談支援の拠点となっています。

このため、東温市の委託相談支援事業所数は減少していますが、基幹相談支援センター等に必要と認められる能力を有する専門的職員を増員、配置することにより、相談支援事業体制の充実が図られています。

【事業実施状況】

事業名	単位	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
障害者相談支援事業	委託 事業所数	実績値	4	3	2
		計画値	4	4	4
基幹相談支援センター	設置の有無	実績値	無	有	有
		計画値	無	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	実績値	無	有	有
		計画値	—	—	—
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	実施の有無	実績値	無	無	無
		計画値	—	—	—

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業に関しては、第3期計画期間中の利用実績はありませんでした。

【事業実施状況】

事業名	単位	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
成年後見制度利用支援事業	利用者数 /年	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	1

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

第3期計画における計画及び実績はありません。

【事業実施状況】

事業名	単位	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実績値	—	—	—
		計画値	—	—	—

⑥ 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業に関して、手話通訳者派遣、要約筆記者派遣ともに横ばいの傾向となっています。

【事業実施状況】

事業名	単位	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
手話通訳者派遣事業	延人/年	実績値	54	56	52
		計画値	—	—	—
	利用件数	実績値	6	6	6
		計画値	10	11	12
要約筆記者派遣事業	延人/年	実績値	8	14	17
		計画値	—	—	—
	利用件数	実績値	1	4	2
		計画値	5	6	7
手話通訳者設置事業	設置者数	実績値	0	0	0
		計画値	—	—	—

⑦ 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業に関しては、年度によって利用者の増減があり、見込みを下回る年度もありますが、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具はやや増加しており、その他の用具では横ばいの傾向となっています。

【事業実施状況】

給付種目	単位	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
介護・訓練支援用具	給付件数/年	実績値	1	5	2
		計画値	4	4	4
自立生活支援用具	給付件数/年	実績値	4	5	4
		計画値	8	9	10
在宅療養等支援用具	給付件数/年	実績値	3	8	3
		計画値	7	8	9
情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	実績値	15	20	7
		計画値	8	9	10
排泄管理支援用具	給付件数/年	実績値	258	257	260
		計画値	220	222	224
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数/年	実績値	1	4	0
		計画値	3	3	3

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

第3期計画において見込量の設定を行っていませんでしたが、平成25年度から実施し、平成25年度、平成26年度とも、募集人数に対し応募人数が同数でした。

【事業実施状況】

事業名	単位	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
手話奉仕員養成 研修事業	養成講習 終了者数 (登録者)	実績値	—	3	3
		計画値	—	—	—

⑨ 移動支援事業

移動支援事業に関しては、視覚障害者の利用者が同行援護に移行したため、当初の見込みより減少しています。

【事業実施状況】

事業名	単位	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
移動支援	実施 か所数	実績値	21	21	14
		計画値	—	—	—
	利用者数 /年	実績値	30	20	24
		計画値	35	40	45
	延利用時間 /年	実績値	1,807	1,472	1,590
		計画値	3,100	3,500	4,000

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

平成26年度3月に地域活動支援センターの指定を行いましたが、平成26年度中に事業中止となっています。

【事業実施状況】

事業名	単位	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
地域活動支援 センター	実施か所数	実績値	0	1	0
		計画値	0	0	0
	利用者数 /月	実績値	0	10	0
		計画値	0	0	0

(2) 市の任意事業

地域生活支援事業の必須事業以外の任意事業に関しては、日中一時支援事業の利用者数がほぼ横ばいとなっています。

また、その他の事業については、平成24年度以降の利用者は、自動車運転免許取得費助成事業の1件のみとなっています。

【事業実施状況】

事業名	単位		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
日中一時支援事業	人/月	実績値	21	20	20
		計画値	23	25	27
	回/年	実績値	447	502	560
		計画値	375	395	415
訪問入浴サービス事業	人/年	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	2
生活サポート事業	人/月	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	2
自動車運転免許取得費助成事業	件/年	実績値	0	1	0
		計画値	1	1	1
自動車改造費助成事業	件/年	実績値	0	0	0
		計画値	2	2	2

2 事業の見込量

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障害者等に対する理解を深めるため、地域住民に対して研修・啓発を行っていくことにより、共生社会の実現を図ります。

【事業の概要】

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害者等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を行います。

【事業の整備目標】

「社会的障壁」とは、物理的なバリア（段差など）にとどまらず、心理的なバリア（差別感情など）や視覚・聴覚障害者などに対する情報のバリア、制度や慣習などをも含む概念です。

地域社会の市民に対する理解促進や意識啓発は、時間がかかることや即時的な効果が認めにくい反面、社会的障壁を除去し、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を図るためには、大変重要な取組といえます。

事業名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

【見込量確保のための方策】

- 市職員や市民利用施設などの職員を中心に障害や障害のある人に対する理解促進を図ります。また、障害者差別解消法が平成28年4月1日に施行されることに伴い、同法に基づく対応要領を作成し、市職員への周知を図るとともに、研修の実施や意識のバリアフリーの働きかけを行い、障害や障害者に対する理解と意識を高めます。
- 事業の実施に当たっては、特定の市民だけでなく、多くの市民が事業に関心を持つように努めることと併せて、事業は通年的に実施するように努めます。

② 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ることができるよう、方策を検討していきます。

【事業の概要】

事業名	内容
自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

【事業の整備目標】

事業実施に当たっては、当事者及び関係機関との調整が必要であるため、計画的に取り組む必要があり、事業実施に向けて検討していきます。

事業名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有

【見込量確保のための方策】

○今後は、庁内各課と連携しながら、自発的活動支援事業実施に向けた体制の整備等について、段階的に検討を進めていきます。

③ 相談支援事業

各種障害に対応した相談体制を確保し、サービス提供事業者などとの連携のもとで相談・支援体制の充実に努めます。

【事業の概要】

事業名	内容
相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。

【事業の整備目標】

平成26年度までの各事業の利用実績、本市の実情と利用者のニーズ、制度見直しによる事業の充実等を勘案し、次のとおり見込みました。

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）については、基幹相談支援センターの業務内容に含まれており、必要に応じて対応をしていくものとします。

事業名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者相談支援事業	委託事業所数	0	0	0
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実施の有無	無	無	無

【見込量確保のための方策】

- 地域の中核的な役割を担う基幹相談支援センターが設置できたことに伴い、相談支援専門員が増員され、相談支援事業体制の充実が図られてきたため、今後は、基幹相談支援センターにおいて、相談支援体制の強化に取り組み、相談支援事業の更なる充実を図っていきます。
- 身体・知的・精神の3障害のみならず、高次脳機能障害、難病や各種ニーズに対応できるよう、地域自立支援協議会の機能の充実等、相談支援の充実を図っていきます。
- 基幹相談支援センターにおける相談支援体制の強化と併せて、地域の相談支援事業者等との連携強化に取り組み、研修会、事例検討会を定期的に開催し、地域の相談支援体制の強化に努めます。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業の周知に努め、制度の活用を促進し、障害のある人等の権利擁護を図ります。

【事業の概要】

事業名	内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し、又は利用しようとする重度の知的障害のある人、又は精神障害のある人で、必要な費用の助成を受けなければ制度の利用が困難な人に対して、成年後見制度の申立に要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

【事業の整備目標】

平成26年度までの各事業の利用実績、本市の実情と利用者のニーズ、制度見直しによる事業の充実等を勘案し、次のとおり見込みました。

事業名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数 /年	1	2	3

【見込量確保のための方策】

○相談支援や平成24年10月に設置した東温市障害者虐待防止センター等と連携しながら、成年後見制度の周知に努めるとともに、制度の対象となる方への適切な利用につなげていきます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

社会福祉協議会やNPO法人などと連携し、法人後見が可能となる体制の整備について検討します。

【事業の概要】

事業名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。

【事業の整備目標】

既に社会福祉協議会やNPO法人などが実績を積み、適正に行っている状況であるため、現在のところは事業実施を見込んでいません。

事業名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

【見込量確保のための方策】

○社会福祉協議会やNPO法人などと連携して、必要とする方たちのニーズに対応できる体制の整備に努めます。

⑥ 意思疎通支援事業

意思疎通を図ることが困難な障害者へ意思疎通の円滑化を図る事業として、事業の周知、派遣体制の充実を図ります。

【事業の概要】

事業名	内容
手話通訳者派遣事業	聴覚に障害のある人がその他の者と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚に障害のある人に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	手話通訳者を市役所に設置して、事務手続き等の利便を図ります。

【事業の整備目標】

平成26年度までの各事業の利用実績、本市の実情と利用者のニーズ、制度見直しによる事業の充実等を勘案し、次のとおり見込みました。

事業名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者派遣事業	延人/年	48	56	64
	利用件数	6	7	8
要約筆記者派遣事業	延人/年	9	13	17
	利用件数	2	3	4
手話通訳者設置事業	設置者数	0	1	1

【見込量確保のための方策】

- サービス内容が低下しないよう、圏域での協力体制を維持し、奉仕員養成事業の実施及び手話通訳者や要約筆記者の人材育成に協力し、質の向上を図ります。
- 情報バリアフリーの環境づくりを推進するとともに、サービス内容等の周知を図ります。
- 手話通訳者設置事業については、役所内の各窓口において聴覚障害者が申請手続きや依頼等相談を行う際に、コミュニケーションを円滑にするために必要であるため、設置に向けた検討を進めていきます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

障害者の生活の自立を促進する事業として、給付件数の増加が見込まれる事業であり、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

【事業の概要】

事業名	内容
日常生活用具給付等事業	障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。

【事業の整備目標】

平成26年度までの各事業の利用実績、本市の実情と利用者のニーズ、制度見直しによる事業の充実等を勘案し、次のとおり見込みました。

事業名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練支援用具	給付件数/年	3	3	4
自立生活支援用具	給付件数/年	5	6	7
在宅療養等支援用具	給付件数/年	5	6	7
情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	13	14	15
排せつ管理支援用具	給付件数/年	194	198	202
住宅改修費	給付件数/年	2	2	3

【見込量確保のための方策】

- 日常生活用具を必要としている方に支給が行えるよう、情報提供の充実に努めます。特に手帳交付時に制度の説明を行うとともに、相談員等と連携して利用希望者やニーズを把握し、対象者への周知を図ります。
- 事業者に対しても情報提供の充実を行い、多様な事業者の参入促進を図ります。
- 用具の機能や性能の向上に合わせ、給付対象用具の見直しを定期的に行うなど、事業の拡充に努めるとともに、利用者の利用状況の把握に努め、利用者の日常生活の便宜向上を図ります。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を図ります。

【事業の概要】

事業名	内容
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した奉仕員を養成します。

【事業の整備目標】

平成26年度までの各事業の利用実績、本市の実情と利用者のニーズ、制度見直しによる事業の充実等を勘案し、次のとおり見込みました。

事業名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習終了者数(登録者数)	10	10	10

【見込量確保のための方策】

○今後も聴覚障害者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される役割を担うため、手話奉仕員養成研修の募集人数の増員等により、事業の拡大に努めます。

⑨ 移動支援事業

障害の特性やニーズに対応できるよう提供体制の整備に努めるとともに、ニーズの拡大に対応するため、サービス提供事業者の参入の促進に努めます。

【事業の概要】

事業名	内容
移動支援事業	屋外での移動に困難がある障害のある人について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。

【事業の整備目標】

平成26年度までの各事業の利用実績、本市の実情と利用者のニーズ、制度見直しによる事業の充実等を勘案し、次のとおり見込みました。

事業名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	実施か所数	14	14	14
	利用者数/年	25	27	29
	延利用時間/年	1,416	1,501	1,591

【見込量確保のための方策】

- 障害のある人の社会参加や余暇活動を促進させるために、相談員等と連携して移動支援事業のさらなる周知を図り、サービスの利用を促進します。
- ニーズの把握に努め、移動支援事業の必要量を的確に把握し、サービスを必要とする障害のある人へ、適切にサービスが提供できる体制の確保に努めます。
- 事業者に対して情報提供を行い、多様な事業者の参入促進を図ります。
- サービス事業者との連携を強化し、相互に困難事例等を確認し合い、障害のある人が適切なサービスを利用できるよう、サービス提供事業者が専門的な人材の確保及び資質の向上を図るよう働きかけていきます。

⑩ 地域活動支援センター

障害特性に応じた活動の場を提供し、地域生活支援の促進が図られるよう地域活動支援センターの設置に努めます。

【事業の概要】

事業名	内容
地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うもので、基礎的事業と基盤的事業を機能強化する事業とがあります。機能強化事業の例として、下記の類型が設けられています。 I 型：専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障害に対する理解促進にかかる啓発等を行う。相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とします。 II 型：地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。 III 型：地域の障害者等のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業

【事業の整備目標】

平成26年3月に地域活動支援センターの指定を行いましたが、平成26年度中に事業中止となったため、第4期計画期間中において、引き続き設置を目指します。

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター	実施 か所数	1	1	1
	利用者数 /月	10	10	10

【見込量確保のための方策】

○障害の特性に合わせた活動を提供し、地域生活を送っている障害のある人がより多く地域活動支援センターに通うことができるよう努めます。

(2) 市の任意事業

日中一時支援事業については、今後も、障害福祉サービスの利用では補いきれない日中活動の場を、日中一時支援事業の利用で補完することにより障害者の地域生活を支えるとともに、介護者のレスパイトを保障し、介護負担の軽減に努めます。

訪問入浴サービス事業・生活サポート事業等、利用実績のない事業について、サービス利用希望者の情報を適切に把握するとともに、事業の周知に努め、サービスの活用を推進します。

また、社会参加促進事業として、自動車運転免許取得費・改造費助成事業を引き続き推進します。

【事業の概要】

事業名	内容
日中一時支援事業	障害のある人等の日中における活動の場を確保し、障害のある人等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。
訪問入浴事業	入浴が困難な在宅の身体障害者に、訪問により居宅において移動入浴車又は浴槽を提供して入浴サービスを行います。
生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の方（非該当者）に対して、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行います。
自動車運転免許取得費助成事業	身体障害者が住み慣れた地域社会で自立した生活を送りながら社会参加できるよう、自動車運転免許取得に要した費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	身体障害者自らが運転する自動車の改造に要する経費の一部を助成します。

【事業の整備目標】

平成26年度までの各事業の利用実績、本市の実情と利用者のニーズ、制度見直しによる事業の充実等を勘案し、次のとおり見込みました。

事業名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援事業	実施か所数	7	8	9
	人/月	21	23	25
	回/年	399	414	425
訪問入浴事業	人/年	1	1	2
生活サポート事業	人/年	1	1	2
自動車運転免許取得費助成事業	件/年	1	1	1
自動車改造費助成事業	件/年	2	2	2

【見込量確保のための方策】

- 利用希望に対応できるように事業所の新規確保や一定の時期の利用の重なりも含め、定員枠拡大のための支援を行い、利便性の向上を推進します。
- 障害のある人に日中の活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練について、必要な事業量の確保を図ります。
- 介護者の休息を目的として事業展開を行う中で、サービス内容が低下しないよう、引き続き質の向上に努めるとともに、サービス内容の情報を提供していきます。
- 市のホームページや広報誌などを通じて、サービスの周知を図るとともに、適正な事業運営を進めていきます。

第4部

計画の推進

第1章 計画の推進に向けた基本的な考え方

1 障害のある人のニーズの把握

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障害のある人との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

2 サービスを利用しやすい環境づくり

福祉サービスが多様化する中で、利用者自身が福祉サービスを選択することができる体制整備をすることが重要になってきています。このため、効果的な情報提供が行えるよう、様々なサービスなどの情報を分かりやすく整理し、広報誌やホームページなどを通じて、利用者が必要な情報を入手しやすい環境づくりを進めます。

また、各相談窓口の周知を図り、認知度を高めるとともに、身近な地域の中で、気軽に相談をすることができ、相談内容によっては各専門機関など、最適な相談機関へスムーズにつなげられるよう、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

さらに、必要なサービスが適正に利用できるよう、調査員や審査会委員などの知識・技術の向上を図りつつ、障害の状態や程度、所得状況などを適正に把握し、正確・公平な認定と、計画相談支援により障害者のニーズに応じた支給を決定します。

3 地域社会の理解促進

地域住民や企業に対して、障害に関する正しい知識の普及・啓発に努め、障害者理解の促進を図るとともに、共に生きる社会の実現を目指して地域の力を活用します。

さらに、社会福祉協議会とも連携し、市民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

また、庁内においても、全ての職員が障害のある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障害福祉に関する知識と意識を高めていきます。

第2章 計画の推進体制

1 計画の進行管理及び点検・評価結果の反映

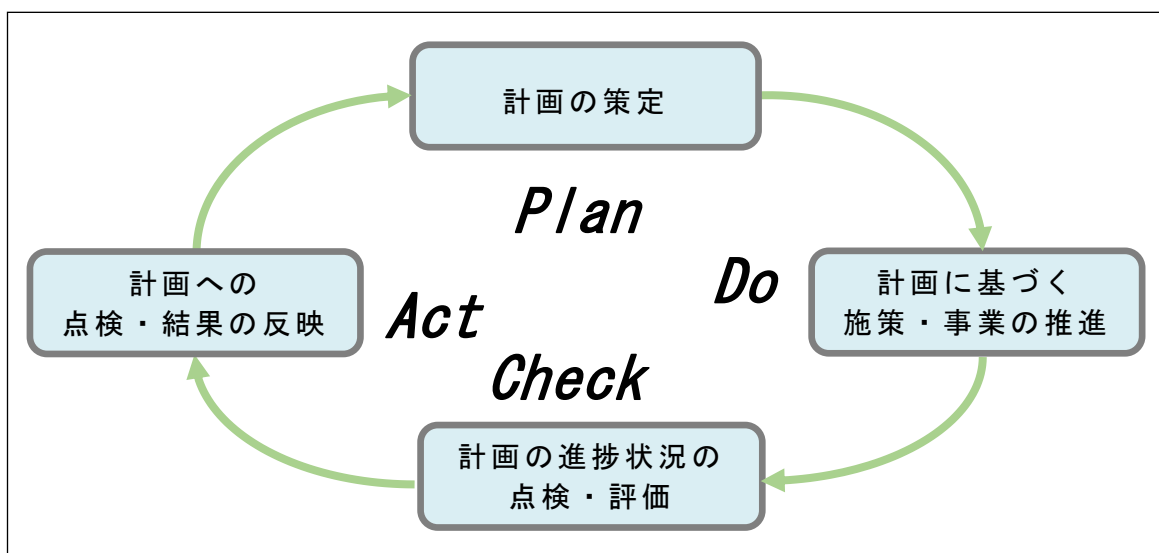
東温市障害者基本計画は、中長期的な障害者福祉施策に関する基本計画であり、計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境等の様々な分野にわたっています。

このため、社会福祉課が中心となり、関係部局、関係機関・団体、障害のある人などの連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図る必要があります。

市内の推進体制としては、「計画（Plan）」、「実施（Do）」、「点検・評価（Check）」、「見直し（Act）」のPDCAサイクルを確立し、施策の充実や事業実施の見直しについての協議を継続的に行うことにより、本計画の円滑な推進を図ります。

また、東温市障害福祉計画に係るサービス見込み量や事業の実施状況、施設から地域や一般就労への移行状況などについて、年度ごとに点検・評価し、市ホームページなどに公表するとともに、必要に応じ、事業の見直しを行います。

■ 計画の進行管理（PDCAサイクル）



2 障害児支援体制の整備

第4期計画から、障害児及びその家族に対して、乳幼児期からの一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築することが必要になりました。このため、児童福祉法を基本として、身近な地域での障害児支援の充実を図るために、障害者福祉、児童福祉、保健福祉の連携体制を更に深め、以下のような取組を行っていきます。

（１）障害児ニーズの把握

○障害福祉計画等の改訂に合わせて、障害児の生活実態や施策・サービスへの要望等を把握し、課題や福祉ニーズを明確化するとともに、その解決へ向けて現行サービスの改善のほか、新規サービスの創設等のための基礎資料とするためのニーズ調査を実施します。

（２）療育体制の整備

○障害児に対する療育体制を整備するために、保健・医療・福祉・教育等の連携の強化を図ります。また、障害児の地域生活を支えるため、医療との連携した支援が乳幼児から行えるよう、支援の仕組みを検討します。

（３）障害児教育の充実

○障害のある児童・生徒が、その障害の種類や程度に応じて、適切な教育を受けられるように、施設のバリアフリー化や学校生活支援員の配置など、教育環境の充実に努めます。

（４）特別支援教育の推進

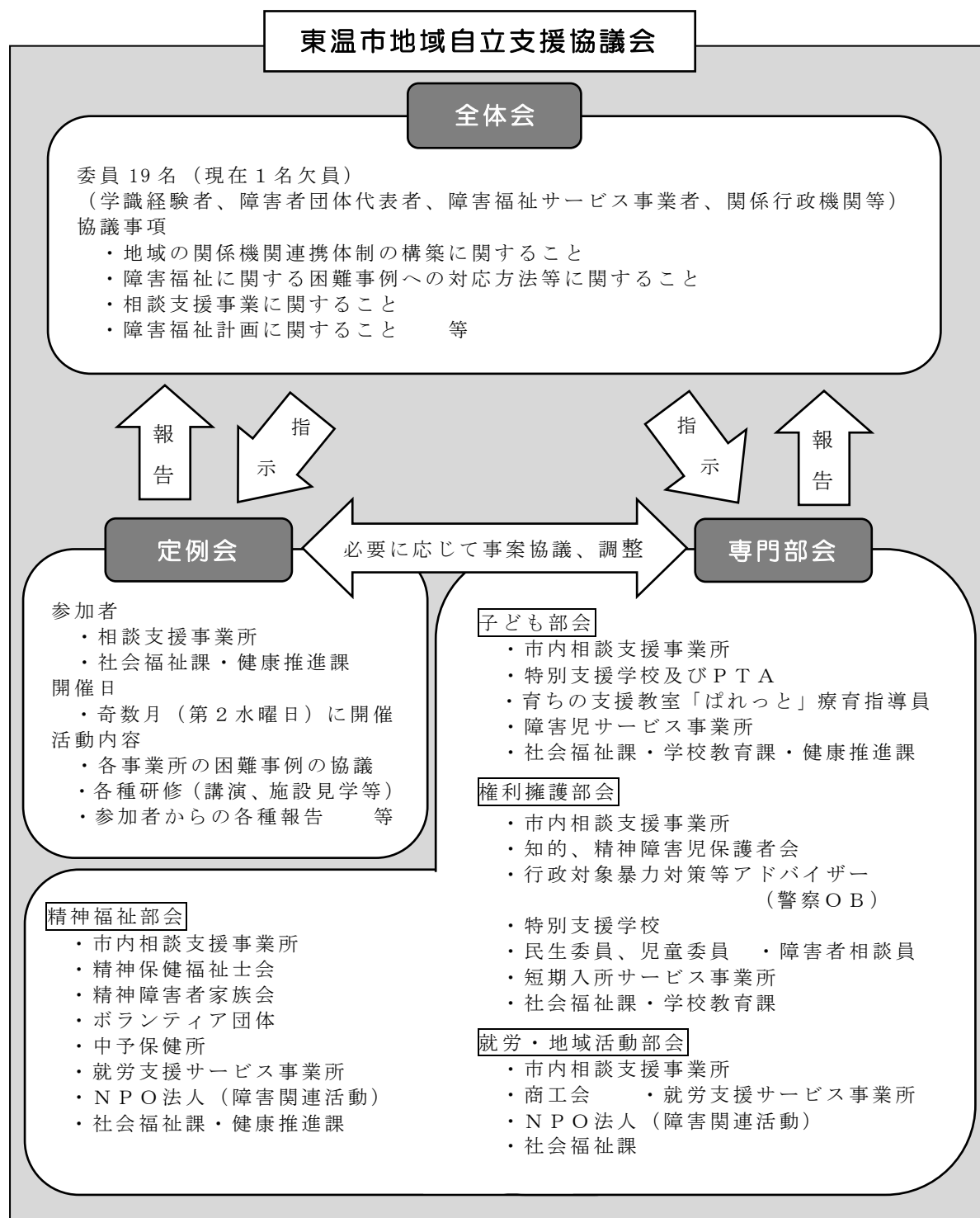
- 学習障害（LD）・注意欠陥／多動性障害（ADHD）・高機能自閉症等、教育や療育に特別のニーズのある子どもについて、教員の資質向上を図りつつ、適切な教育的支援に努めます。
- 特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学校必要経費の一定額の援助を行います。

（５）サービス提供事業所の確保

○障害児通所サービスを利用したいという希望に対応できるように、近隣市町とも情報交換を行いながら、サービス提供事業所の確保に努めます。

3 地域ネットワークの強化

市民や関連機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、医療機関、教育機関、雇用関係、施設関係、市民等の様々な立場からの参画を得て開催されている地域自立支援協議会と連携し、地域ネットワークの強化や市内の地域資源の改善、地域関係機関の連携の在り方等について検討していきます。



4 関係機関・団体との連携

(1) 市民や関係機関・団体との連携

障害者基本計画及び障害福祉計画を推進し、障害のある人のニーズにあった施策を展開するためには、障害者団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など多くの地域関係団体の協力が不可欠です。

また、障害のある人の地域生活を支えるサービスにおいても、保健・医療的なケアを含めた総合的なサービス提供が必要となります。そのため、これら関係機関・団体と相互に連携を図り、全ての地域において市民に支えられた本計画の着実な推進に向けて取り組みます。

(2) 国・県との連携

障害のある人の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。このため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。

また、地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

資料編

東温市障害者基本計画等策定委員会規則

(平成 24 年 12 月 28 日規則第 66 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東温市附属機関設置条例（平成 24 年東温市条例第 2 号。）

第 3 条の規定に基づき、東温市障害者基本計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の構成、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、地域の実情を反映した障害者基本計画等（以下「計画」という。）が、総合的かつ体系的に策定されるよう調査及び審議し、その意見を答申する。

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害福祉サービス事業者を代表する者
- (3) 障害者又は市民を代表する者
- (4) 委託相談支援事業所を代表する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長を 1 人置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委員会の目的が達成されたときまでとする。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

資料編

（意見の聴取）

第7条 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東温市障害者基本計画等策定委員会委員名簿

(順不同、敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
八 木 拓	東温市医師会会長	会 長
藤 原 弘	東温市社会福祉協議会会長	副会長
山 内 数 延	東温市議会文教市民福祉委員会委員長	
渡 部 雅 人	障害者支援施設三恵ホーム施設長	
篠 原 英 治	しげのぶ清愛園園長	
八 木 和 夫	社会福祉法人馴鹿 アイセルプ施設長	
西 村 洋 子	知的障害者通所更生施設重信更生園施設長	
宮 田 恵 子	東温市民生児童委員協議会会長	
伊 賀 功	東温市身体障害者協働会会長	
松 尾 清 香	東温市知的障害児者・親の会ふきのとう会長	
岡 部 美英子	東温市肢体不自由児・者父母の会会長	
高須賀 千 草	東温市精神障害者地域家族会会長	
白 戸 美由紀	東温市視覚障害者協会会長	
荒 木 周一郎	中予保健所健康増進課長	
菅 俊 雄	愛媛県立しげのぶ特別支援学校校長	
喜 安 勝 也	愛媛県立みなら特別支援学校校長	
古 川 勝 聡	東温市小中学校校長会会長	
渡 部 徹	東温市特別支援教育指導員	

東温市障害者基本計画及び第4期障害福祉計画
～自立と共生のまちづくりをめざして～

発行日 平成27年 3月

発 行 東温市市民福祉部社会福祉課
〒791-0292

愛媛県東温市見奈良 530 番地 1

T E L 0 8 9 - 9 6 4 - 4 4 0 6

F A X 0 8 9 - 9 6 4 - 4 4 4 6